

政策

- 陸上養殖における生産供給体制の整備

目指すすがた

- 養殖環境の変化に対応した新たな技術開発や、健苗性の高い養殖用種苗の安定した配付に加え、陸上養殖事業者の施設等の整備や災害復旧に関する支援体制を整えることを通じて生産体制を拡充し、地球温暖化等、陸上養殖を取り巻く環境の変化に対応しながら、養殖生産物の安定供給を目指す。

環境の変化等

- 地球温暖化に伴う海水温上昇や日照等気象条件の変化により、種苗生産及び養殖生産に不調が発生している。
- 陸上養殖については比較的零細な事業者が多く、また、近年の物価高騰の影響により、養殖施設等の維持管理や新たな設備投資などが経営的に難しい。
- 大型化が懸念される台風による暴風や線状降水帯による大雨など、自然災害の発生頻度が高まっている。

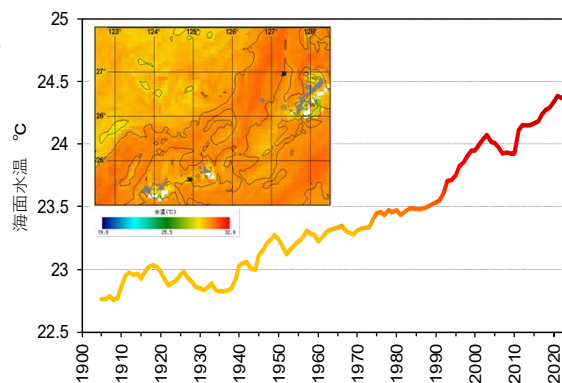


図 沖縄周辺海域（東シナ海南部）における海面水温の変化
 気象庁発表資料を基に、年平均海面水温を算出し、その10年間移動平均値の推移を示す。気象庁の観測結果では、沖縄県周辺海域（東シナ海南部）での上昇率は+1.24°C/100年であったとのこと。
 左上のコンタ図は、2025年で最も海面水温の高かった6月29日の状況
 出典：気象庁資料等を基に県水産課で作図

現状・課題等

- 養殖環境の変化に対応した既存養殖対象種の系統選抜、疾病対策、環境制御領域における先進的なシステム化、IoT技術の導入と最適化などの技術開発と、健苗性の高い種苗の安定供給体制の構築が求められている。
- 養殖事業者において安定した養殖生産を行うため、施設等の維持管理や、生産コストを抑えるための新たな整備に関する支援が求められている。
- 経営規模が小さい事業者などにおいては、自然災害からの早期復旧が困難となった場合、事業撤退につながる可能性がある。
- 民間養殖事業者が自然災害を被った場合の公的な支援制度が無い。

【これまでの取組】

陸上養殖を含む養殖業全般の生産性向上を図るため、先端技術の導入を図っており、養殖品種の育成やスマート技術の導入などの技術開発・普及に取り組むとともに、漁業近代化施設の整備を推進している。陸上養殖における生産供給体制の整備に向けては更なる取組を進める必要がある。

1. 陸上養殖の高度化に係る試験研究や陸上養殖用種苗の生産・配布体制構築に向けた取組
2. 養殖事業者の養殖施設及び設備の整備促進に係る国交付金の要件緩和
3. 民間養殖事業者の養殖施設等が被災した場合の災害復旧に向けた取組

担当部課

農林水産部 水産課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



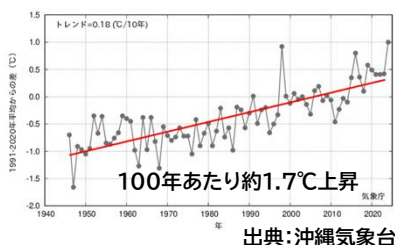
- 3-(7)-ア おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化
- 3-(10)-ア 離島ごとの環境・特性を生かした農林水産業の振興

- 沖縄型持続可能な農林水産業のための基礎研究推進体制の強化

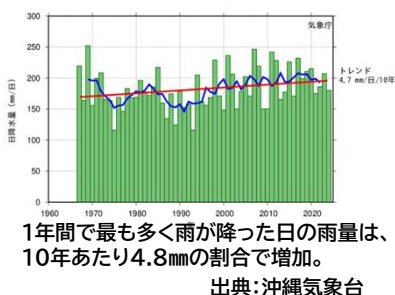
- 温暖な亜熱帯海洋性気候の特殊性に対応しつつ、環境の変化に応じた地域独自の基礎研究の推進体制を強化することで、その調査研究の成果を基礎として沖縄県の食料自給力の強化や産業競争力の向上を図り、地域特性に応じた持続可能な農林水産業の確立を目指す。

- 沖縄県の平均気温も上昇傾向が続き、年最大日降水量の増加等により農林水産物の安定生産が困難化している。
- 高齢化率は全国同様に上昇しており、基幹的農業従事者の高齢化率は60%、新規就業者確保が喫緊の課題。林業・水産業においても同様。
- 他県ではスマート農業・水産業技術の導入・普及が進む一方、本県においては基礎研究に基づく品目特性解明や防除技術の開発が十分でなく、現場への実装・普及が限定的。
- 持続可能な農林水産業への国際的な要請や、SDGs達成に向けた生物多様性保全と調和した技術開発の重要性が増大。

沖縄地方の年平均気温偏差1946-2024



沖縄地方平均の年最大日降水量1967-2024



基幹的農業従事者(個人経営) 1万3,288人	
うち	
65歳以上	8,035人
高齢化率	60%
(農業就業人口に占める65歳以上割合)	

資料: 農林水産省「2020年農林業センサス(確定値)」

- 今までの試験研究は、明確なKPI(生産量の増加・品質向上等)を求められるため、効果に直結する応用・実用化研究が中心であった。
- 基礎から応用・実証・普及までを連結する「一貫通貫の研究体制」の構築が必要。
- 沖縄県独自の環境や品目に対応した基礎的知見の蓄積や新たなシーズの探索が十分ではなく、収量増加や品質向上への効果が限定的。
- 亜熱帯という特殊な環境や沖縄県独自の作物・品目に対応する技術開発には、他県の知見や技術をそのまま活用できず、県独自の基礎研究の推進が不可欠。
- 気候変動やスマート技術の進展など、県を取り巻く環境が大きく変化していることから、これらの変化に的確に対応するための基礎研究が従来以上に求められている。
- 食料自給力向上のため、輪作体系を含め多様な品目の生産体制の強化、家畜育種・改良に資する新規遺伝的形質のゲノミック評価モデルの構築、新たな養殖対象種の基礎調査等、従来の基礎研究の蓄積だけでは十分に対応しきれない、環境変化に応じた基礎研究を計画的・継続的に強化する必要。

■ これらの基礎研究を効果的に実施するための研究施設や機材の整備・導入が進んでおらず、研究環境の充実が求められている。

【これまでの取組】

農林漁業者の高齢化や労働力不足に対応するため、地域・気候特性を踏まえた沖縄型スマート農林水産業の開発・普及に取り組んでいる。

また、多様なニーズや気候変動等に対応するため、野菜、花き、果樹、さとうきび等の品種・系統の改良や選抜にも注力している。畜産分野では、優良な特性を有する遺伝能力の高い種雄牛の造成、繁殖性および産肉性に優れた種豚の改良を推進している。林業分野では、沖縄の気候に適したきのこ類や早生樹の選抜・新品種育成を進めている。水産分野では、高水温耐性等を有するモズクや、疾病耐性を有するクルマエビの系統選抜等による新品種育成に取り組んでいる。

さらに、他地域で開発された技術の単純な横展開では生産性・収益性の確保が困難であるという特殊性を踏まえ、沖縄の環境・品目に適合した技術となるよう、県内関係機関が引き続き連携して、現場実装まで見据えた技術開発・改良・実証を継続する必要がある。

なお、これまでの取組は実用化研究・応用研究が中心であり、現場での生産性・収益性向上に直結する技術開発を主軸として推進してきた。一方で、種の特性解明、ゲノム情報の解析、耐病性・環境適応性などの基礎的知見の体系的な蓄積は相対的に不足しており、本県特有の品目への技術の応用や適用拡大等に対応可能な生産体制の確立に向けて、今後は基礎研究を計画的・継続的に強化する必要がある。

これまでの基礎的知見の蓄積は一定の成果を上げてきたものの、近年の外部環境の変化が急速であるため、従来以上の基礎研究の充実・強化が不可欠となっている。環境の変化に応じた基礎となる成果の着実な積み上げがあつてこそ、農林水産業振興に直結する実用化研究へ迅速に結びつく。

1. **沖縄型持続可能な農林水産業に向けた基礎研究推進体制の強化のための取組**

担当部課

農林水産部 農林水産総務課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



- 3-(7)-オ 農林水産業のイノベーション創出及び技術開発の推進
- 3-(10)-ア 離島ごとの環境・特性を生かした農林水産業の振興

- 雇用のミスマッチや人手不足の解消に向けた多様な人材の活躍促進

- 子育て、介護と仕事の両立などを可能とする多様で柔軟な働き方の促進と働きやすい環境づくり、女性や高齢者、就職困難者、外国人等が活躍できる環境づくり、若年者がその意欲と能力に応じ適切な職業を選択しキャリア形成を図るとともに社会経済の重要な担い手としてその能力を最大限に発揮し活躍できる環境づくりを通じた「雇用のミスマッチ」や「人手不足」の解消

<全般>

- 本県の有効求人倍率は、令和2年平均が0.90、令和3年平均が0.80であったが、令和4年8月以降3年以上にわたり1倍を超えて推移しており、人手不足の状況が長引いている。

<就職困難者>

- 現在、国においては就職困難者支援について、従来の雇用施策から大きな転換が図られている。具体的には、令和3年度から「重層的支援体制整備事業」が開始され、市町村が中心となり、社会的孤立や複合的な課題を抱える方を「高齢者」、「障害者」、「生活困窮者」等の属性を問わず、就労の手前となる「参加支援」なども行う体制が整備されつつある。このような動向を踏まえ、県の雇用施策としては、市町村のこうした取り組みと緊密に連携し、専門的な支援で確実に就職へと繋いでいく役割がこれまで以上に重要となっている。

- また、令和6年の65歳以上就業者数は92,000人で、平成27年の44,000人から48,000人増加している（増加率109%）。

- 令和6年の県内民間企業障害者実雇用率は3.39%となっており、16年連続で法定雇用率を上回るとともに過去最高を更新し全国1高い実雇用率となっている。

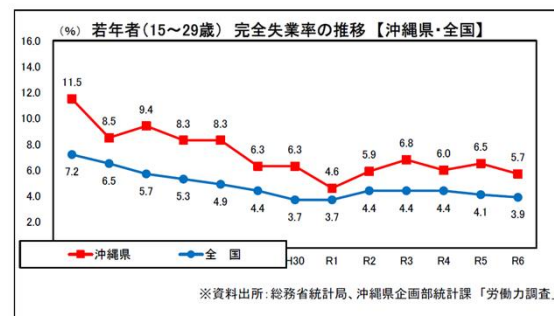
<若年者>

- 若年者（15～29歳）の完全失業率において、本県と全国平均との差は従来よりも縮小しているが、令和6年平均で1.8ポイントと依然として開きがある（沖縄県：5.7%、全国：3.9%）。また、早期離職率についても、全国と比べて、依然として高く推移している。

<従業員リスキリング>

- 県内中小企業において生産性向上を図るため、技術革新やグローバル化など社会経済環境の変化に対応したDX化や事業転換などが求められ、それを担う人材の育成が重要となっている。

- 国は、リスキリング（職業能力の再開発・再教育）を成長戦略の柱の一つと位置付けており、人材開発支援助成金に新たなコースを創設するなど、リスキリングを促進する施策を積極的に展開している。



- 県では、経営者向け集合研修を通じ自社の経営課題に応じた人材育成計画の作成を支援し、その計画に基づく研修費用の補助を行い従業員のリスキリングを後押ししている。しかし、人手不足が進む中で、人材育成に取り組む時間・労力の確保等が難しく、中小零細企業の人材育成が進んでいない。

<外国人材>

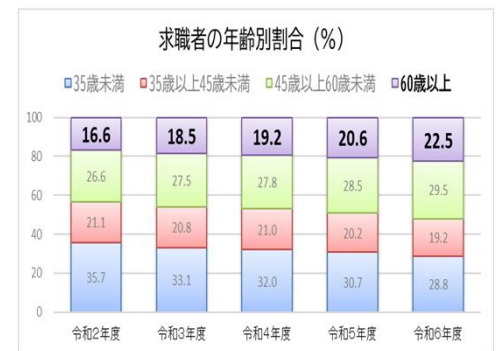
- 平成30年に特定技能制度が創設されたこと等により、県内における外国人労働者は、令和7年10月時点で2万人を超え、平成27年から4倍になっている。💡

<全般>

- 本県は、人手不足の状況が長引く中、有効求人倍率は職業間で差があるなど、労働需給のミスマッチが生じており、ミスマッチの解消を図るとともに、人手不足対策に取り組んでいく必要がある。
- 県内企業の殆どが中小・零細企業であり、経営基盤が脆弱であることも影響し、従業員の採用や人材育成の取り組みや人手不足解消に向けた取り組みが十分とは言えない状況があることから、採用活動における県内企業の負担軽減や働きがいのある雇用環境づくり、効果的な人材育成の仕組みづくり等を支援する必要がある。

<就職困難者>

- 新規求職者のうち、高齢者(60歳以上)の割合が過去最高となり増加傾向にある。
- 就職困難者の支援窓口を設置し、就職準備支援・就職支援・就労定着支援・生活支援を実施している。
- 相談者・相談件数ともに目標達成しているが、就職決定者数については、就職阻害要因が多い相談者の支援が長期化し、就職決定までに時間を要したため目標を下回った。
- 高齢者の65歳までの雇用確保の義務化と、70歳までの就業機会の確保が努力義務になったが、本県は全国と比較して非正規雇用の割合(特に高年齢者)が高いことから、企業に属さない高齢者の就業支援の取り組みが必要となっている。



出典：沖縄労働局「職業安定業務統計」

<若年者>

- 本県では長きにわたり、若年者の高い失業率や不安定な就労状況が重要な課題として認識されてきた。
- 様々な産業分野において人手不足が見られており、県内企業の人材確保の観点からも、若年者が県内企業において安定的に就労するための支援が必要。

<従業員リスキリング>

- 人材開発支援助成金は、従業員の職業訓練(人材育成)に幅広く活用できる有効な制度であるが、県内中小企業は人材育成に取り組むきっかけやノウハウ不足により、自社にマッチした支援メニューの選択や、訓練計画の作成、申請・実績報告などの対応が難しく、助成金を十分に活用できていない。

- 県内中小企業に対し、社会保険労務士等専門家がプッシュ型伴走支援を行い、訓練計画の立案・実施や助成金手続きをまとめてサポートすることで、手続きの負担軽減だけでなく、専門家の知見を活用した効果的な人材育成が進み、企業の生産性向上につながる事が期待できる。

＜外国人材＞

- 外国人労働者については、令和7年10月時点で2万人を超えるなど、今後も増加が見込まれることから、受入環境整備を図る必要がある。💡

【これまでの取組例】

グジョブセンターおきなわ等を活用し、沖縄労働局など関係機関と連携しながら、求職者が希望する職業以外の幅広い分野の求人情報を提供することにより、ミスマッチ解消を図っている。

また、令和6年9月に、公労使が一体となり、「人手不足対策アクションプラン」を策定し、「労働力の確保と定着」「人材育成」「企業の生産性向上」の取組促進を図っている。

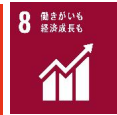
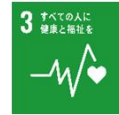
県では、高齢者等就職困難者を対象とした相談窓口の設置、職場訓練、企業合同説明会等を行うとともに事業主向け支援窓口の設置等により県民の雇用対策に取り組んでいるところである。就職困難者の雇用促進に向けて、助成金制度の要件緩和等更なる取り組みが必要である。

その他、県では、小中学生を対象とした職業人講話や仕事を疑似体験する出前講座、大学生等を対象とした県内企業での職場体験(インターンシップ)、沖縄県キャリアセンターにおける就職相談、セミナー等の実施のほか、UIターンに係る就職支援や交通費の補助、企業の人材確保支援のための奨学金返還支援事業等を実施している。

外国人材については、企業向けの相談窓口の設置、各種セミナーの開催など、企業支援を実施しており、今後も「おきなわ多文化共生アクションプラン」に基づき、受入環境整備に取り組んでいく。💡

「雇用のミスマッチ」や「人手不足」の解消に向け、更なる取組の強化が必要である。

1. 県内企業等への就職の促進に向けたインターンシップ受入経費及び参加者の交通費等支援に関する取組
2. 沖縄県キャリアセンターが実施する専門の支援員による高齢求職者の伴走支援に関する取組
3. 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の助成対象期間及び支給限度額の拡充
4. 若年層の地方定着の促進に向けた奨学金の返還支援に係る特別交付税措置率の拡充
5. 中小企業の人材育成(リスキリング)の促進に向けた人材開発支援助成金の補助対象への中小企業の人材育成に係る伴走支援費用の追加 💡



新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開

- 3-(1)-ア 全産業における労働生産性の向上
- 3-(11)-ア 雇用機会の確保と多様な人材の活躍促進
- 3-(11)-イ 多様な働き方の促進と働きやすい環境づくり
- 3-(11)-ウ 若年者の活躍促進

政策

■ 学校教育の充実のための人的支援

目指すすがた

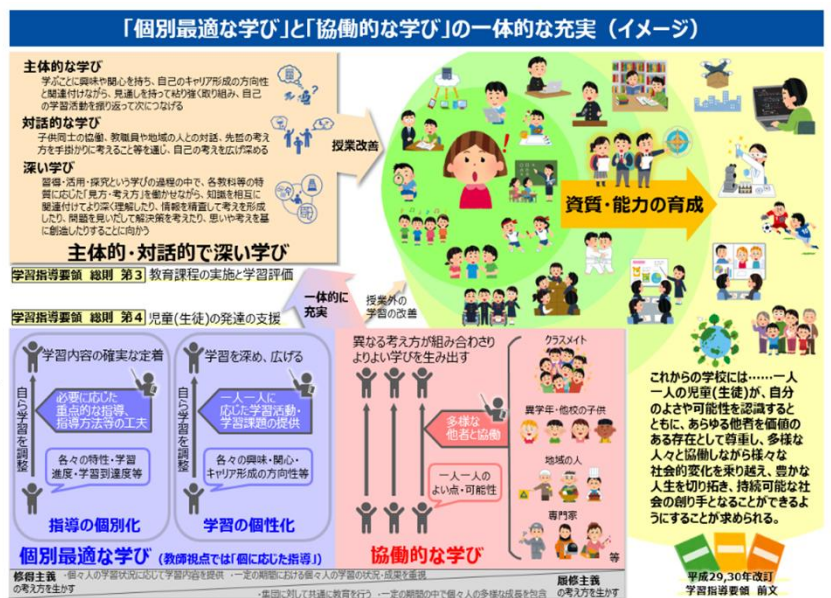
■ 「令和日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のため、教育職員を取り巻く環境整備に取り組むことで本県公教育の質の向上を図る。
 教師以外の多様な支援スタッフとの連携により教師の業務負担が軽減し、児童生徒に寄り添うための「時間」と「機会」が確保され、きめ細やかな支援を行うことができる。
 その結果、小中学生の学力や高校生の大学進学率の向上及び不登校率や中途退学率の減少に資する。

■ 国の定める学習指導要領では、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を通して、新たな学びの実現により公教育の質を向上させることが求められている。

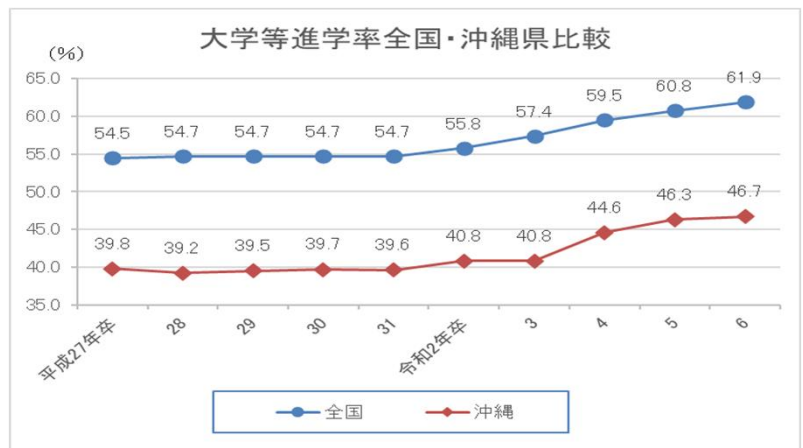
■ 前回と今回の学習指導要領の大きな変更点は、社会変化が激しく予測困難な時代を生きる力の育成を目指し資質・能力を三つの柱(「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」)で整理し、社会に開かれた教育課程を実現していくことである

■ また、高等学校及び特別支援学校高等部では、令和4年度から新学習指導要領の施行によって、①左記三つの柱の実現状況を観点ごとに評価する(いわゆる「観点別学習状況評価」)方法の完全実施、②総合的な探究の時間の実施などこれまでにはなかった取組が求められている。

■ 沖縄県においては、小・中学生の学力や大学等進学率について改善が見られるものの引き続き全国との格差が生じている。
 また、特別な支援を要する児童生徒、不登校等の課題を抱える児童生徒が大きく増加している。



出典:文部科学省



出典:学校基本調査(文部科学省)を元に教育庁総務課作成

環境の変化等

- 児童生徒一人一人としっかり向き合い、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援や対応が求められている。
- 教職員が児童生徒に寄り添うための「時間と機会」を確保するためには、教員の業務負担を軽減する必要があるが、財政面での課題により支援員等の配置が十分でない状況がある。
- 現行制度(教員業務支援員配置事業)では、高等学校及び特別支援学校は教員業務支援員の配置対象となつてはいるものの、小中学校への配置を優先する制度となっているため、高校・特別支援学校にも十分な配置を行っていく必要がある。

【これまでの取組】

県教育委員会では、その必要性を鑑み令和元年度から公立中学校・高等学校に部活動指導員(平成29年4月、学校教育法施行規則改正により位置づけ)を、公立小中学校に教員業務支援員(令和3年8月、学校教育法施行規則改正により位置づけ)を配置し、令和5年度からは高等学校・特別支援学校への配置を開始している。

令和7年度におけるそれぞれの配置状況は、教員業務支援員、部活動指導員ともに要望数に達しておらず、必要とされる配置数を達成できていない。

教員に児童生徒一人一人と向き合う時間と機会を確保するためには、支援員・指導員配置を拡充する必要がある。

1. 学校教育の充実及び安全・安心な学校づくりのための教員業務支援員や部活動指導員の配置拡充に関する取組

担当部課

教育庁 働き方改革推進課、保健体育課、文化財課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



5-(2)-I 時代の変化に対応する魅力ある学校づくりの推進

政策

- 誰一人取り残さない学びの保障と、地域と共に未来を拓く人材育成支援

目指すすがた

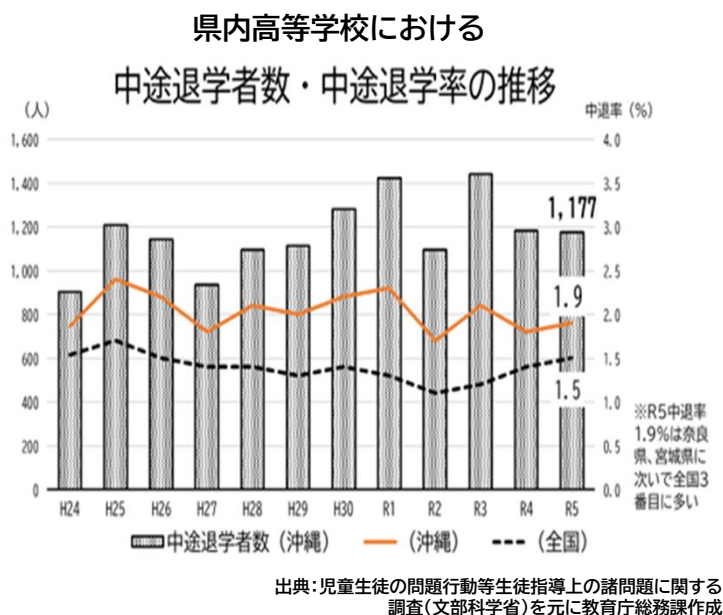
- 少子化・グローバル化・デジタル化が加速する中で、家庭の経済状況や地域の教育資源の差に左右されず、すべての子どもが自らの可能性を発揮できる学びの環境を実現する。
- ICTを活用した個別最適な学びと、地域や産業界と連携した探究的・実践的な学びを通して、郷土に根ざしながら世界とつながる人材を育成する。

環境の変化等

- 全国的な少子化の進行により学校統廃合や教職員確保が課題となる一方、沖縄県は依然として年少人口比率が高く、将来の人材投資が重要性を増している。
- AIや生成系技術などの発展により、デジタルスキル・創造的思考力・多文化理解力の育成が急務となっている。
- 子どもの貧困率の高さ、家庭の教育格差、外国ルーツ児童生徒の増加など、学習支援の多様化が求められている。
- 発達障害等、支援を要する児童生徒・若者の増加とともに、支援ニーズが多様化している。
- 新しい高等学校改革(普通科改革・専門高校の再編統合・定時制課程の充実)が進む中で、地域と産業界が連携した人材育成体制の構築が必要となっている。

現状・課題等

- 高校進学率・大学等進学率は全国最下位水準にとどまり、高校中退率も高い傾向。特に経済的困難を抱える家庭では、学習機会の制約が大きく、学力格差や進路形成の格差が顕著。
- 学校現場では、教員の多忙化や指導体制の地域間格差が課題であり、教育DX(ICT環境整備・デジタル教材活用)の有効活用が必要。
- 外国人児童生徒や不登校児童生徒、発達障害等の多様なニーズへの支援体制の充実が求められているほか、併せて学びの「セーフティネット」を拡充することが必要。
- 産業構造の転換に対応できる専門人材の育成(観光・IT・海洋・環境・農業など)が急務であり、高校・大学・地域・企業の連携教育が求められている。



【これまでの取組】

県教育委員会では、自分に合った学び方を工夫したり、学習意欲を自ら引き出すことのできる児童生徒の育成を目指して、新学力向上推進施策である『「自立した学習者」育成プロジェクト』に基づき、『「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体化』等4つの取組と「自己存在感の感受」等4つのポイントを実践し、児童生徒一人一人の学びと成長に焦点を当てた授業改善に取り組んでいる。

また、不登校児童生徒の支援としては、児童生徒の社会的自立を目指して「魅力ある学校づくり」や「早期発見・早期対応」、「学校外施設との連携」、「スクールカウンセラー等の配置」の充実等に取り組んでいる。

加えて、個性を伸ばし、自立に向けた資質・能力を伸ばすため、キャリア教育の推進やICT教育の充実、一人ひとりのニーズに応え、安心して学ぶことができる環境づくり等を推進しており、引き続き多様な学びや支援ニーズへの対応、転換する産業構造を見据えた人材育成が求められている。

1. 不登校児童生徒に対する支援員の配置や多様な学びの支援に関する取組
2. 教育DXの推進に向けたAI・ICT・STEAM・英語教育など先端教育の環境整備と人材育成、学校や地域などの関係機関が連携した学習活動に関する取組

担当部課

教育庁 総務課、県立学校教育課、教育DX推進課、義務教育課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



- 5-(1)-ア 地域を知り、学びを深める環境づくり
- 5-(2)-イ 豊かな心と健やかな体を育む学校教育の推進
- 5-(2)-ウ 個性を伸ばし、自立に向けた資質・能力を伸ばす教育の推進
- 5-(3)-イ Society5.0に対応する教育の推進



政策名

■ 地域における持続可能な医療・介護サービス提供体制の構築

目指すすがた

- 地域完結型医療の推進、島外受診支援環境の整備等を通じて、住民が慣れ親しんだ地域において住み続けられるよう、持続可能な医療提供体制の確立を目指す。
- 高齢者の誰もが住み慣れた地域で、生き生きと安心して暮らし、お互いに支え合う地域社会の構築を目指す。

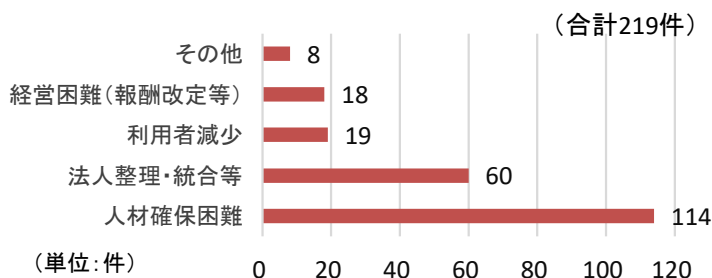
<医療における環境の変化等>

- 令和6年4月の医師の働き方改革適用に伴い、時間外労働について原則年間960時間等の上限が課され、国が個々の医師の労働時間を制限したため、従来水準の医療提供体制を維持するには効率的な医師の配置調整、看護師及び薬剤師等へのタスクシフトやシェアの推進が必要となっている。
- 令和5年4月に厚生労働省が公表した医師偏在指標によると、沖縄県の数値は292.1であり、全国の255.6と比較して36.5ポイント高く、全国で第5位の医師多数県である。そのため、沖縄県は指標に基づき算出される琉球大学医学部臨時定員および臨床研修医募集定員の削減を受けている。しかしながら近年、離島・へき地においては、医師の確保・定住が一層困難な状況となっている。
- 人口減少が進む離島・へき地において医療提供体制の確保が困難となる中、臨床研修指定病院として研修医を育成する中部病院の役割がますます重要となっている。

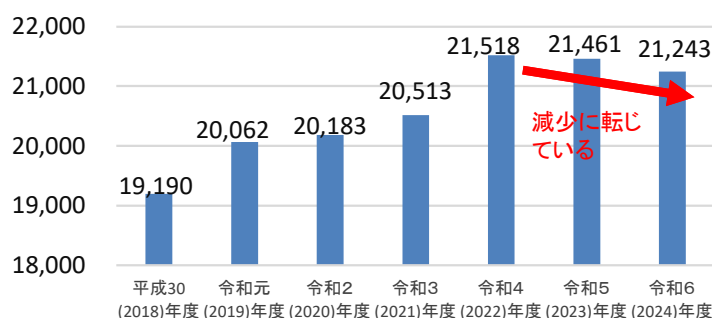
<介護における環境の変化等>

- 本県においては、令和7(2025)年以降、75歳以上人口が突出して増加すると見込まれている。さらに、令和12(2030)年以降、約6割が要介護となる85歳以上人口が急上昇することが推計されており、急速な高齢化が見込まれている。
- 本県の介護職員数は制度創設の平成12(2000)年以降、増加傾向にあったが、令和5年から減少に転じており、高齢者の増加により介護ニーズが高まる一方で介護人材の不足が懸念される。
- 一部の離島・過疎地域においては、介護人材の不足等から介護事業所の休止・廃止が生じており、人材確保が急務となっている。
- 介護現場においては、人材不足解消の即効性のある対策として外国人の受入が進んでいる。本県においても、外国人介護人材の受入は近年増加傾向にある。

令和6年 介護サービス事業所の廃止・休止数及びその主な理由(沖縄県)



沖縄県の介護職員数の推移(単位:人)



環境の変化等

<地域医療の現状・課題>

- 5万人規模の大型離島を2島(宮古島、石垣島)有する都道府県は沖縄県のみであり、また県内の移動距離は本土の主要都市間移動距離(例:那覇・宮古間約300kmは東京・名古屋間に相当)に匹敵する。さらに、広大な海域に離島が点在しているため、都市部のような隣接地域からの支援が物理的に困難な状況にある。県内の医師が中南部医療圏に集中する一方、北部・宮古・八重山の各医療圏は医師の安定的な確保が特に厳しい状況が続いている。
- 38の有人離島のうち、人口100人以上の全ての19離島の20診療所に常勤医師を配置し、離島の定住条件の充足に努めている。
- 本土と沖縄間、ならびに沖縄本島と離島間の距離は、医師の派遣調整や医師の養成、さらには緊急時の救急搬送においても非常に大きな課題となっており、地域医療の安定的な提供に大きな影響を与えている。
- へき地診療所については、施設整備補助等により支援を行っているが、離島の離島である県内離島診療所においては、補助単価と実際の建築単価の間に乖離が生じている。
- 令和7年5月、与那国町の唯一の医療機関である与那国町診療所の指定管理者が、医師確保困難(住環境)等を理由に令和8年3月末での撤退を表明し、これにより与那国島が「無医地区」となる危機が生じた。
- 離島・へき地の診療所は医師1名体制が多く、全診療科への対応や緊急時の孤独な判断といった精神的・肉体的負担が極めて大きい状況となっている。特に若手医師が専門スキルの停滞や孤立を不安視する中、指導医派遣による実地教育や、オンライン診療の活用や本島の専門医とつなぐ(DtoD)遠隔での医療支援体制の構築が、地域医療の維持に不可欠となっている。
- 各離島からも離島医療に対する強い危機感が示されており、地域医療の強化を求める要請書が提出されるなど、地域から強い要望が寄せられている。
- 働き方改革により都市部への医師集中や、代診医の確保、専門診療の提供、定期的な休暇取得が求められ、地域医療提供体制の維持が困難となることが懸念されるため、医師の確保が急務となっている。他病院(県内外)からの医師派遣実績も同改革により減少(医師派遣実績R5年30.05人/日→R7年17.71人/日)している。
- 「医師多数県」とされているため、地域枠臨時定員(R6年度まで12人→R7年11人)や臨床研修医募集定員(R6年度164人→R8年156人)が削減されている。
- 地域枠や臨床研修医の削減などにより、将来地域医療を担う医師の数を十分に確保することが困難となり、地域医療の安定的な維持や提供に支障をきたす恐れが生じている。
- 中部病院は、県立の16離島診療所のうち13診療所に育成した医師を配置するなど、離島・へき地医療を支えている。今後も離島・へき地医療を安定して支えるためには老朽化した施設の建替等をはじめ、中部病院の体制整備が不可欠である。

- 診療科別では、特に小児医療において小児科医の偏在指標が全国で44位と低く、相対的に医師数が少ない区域となっている。
- 令和7年7月に厚生労働省が公表した衛生行政報告例によると、令和6年12月末時点における沖縄県の看護師従事者数は18,294人であり、人口10万人当たりの看護師数は1,247人と、全国平均1,101人を上回っているが、二次医療圏域別でみると、宮古、八重山圏域が全国平均を下回っている（宮古圏域974人、八重山圏域944人）。離島の保健医療提供体制を支えるため、看護師等の確保が課題となっている。
- 令和7年12月に厚生労働省が公表した令和6(2024)年医師・歯科医師・薬剤師統計の概況によると、令和6年12月末時点における沖縄県の薬局・医療施設に従事する薬剤師数は2,276人で、人口10万人当たりの薬剤師数は全国平均210.6人に対し155.3人と全国最下位となっており、保健医療提供体制を支えるため、薬剤師の確保が課題となっている。

<介護の現状・課題>

- 離島・過疎地域においては、人材に限りがあることや地域内での介護に関する研修機会が少ないこと、島外からの労働移動が容易ではないことなどから、介護人材の確保が厳しい状況になっており、介護事業所等の休止・廃止が生じている。
- 厚労省の推計ツールによると、2040(R22)年には本県の介護職員が11,059人不足するとされており、近年、幅広い産業において人手不足が深刻化している中、外国人材の積極的な活用を含め、介護人材の確保を推進する必要がある。
- 介護人材の確保に当たっては、地域内の人材確保と並行して外からの受入を進める必要があり、転入者の住居確保が必須であるが、昨今の離島・過疎地域における住宅不足を背景として、介護事業所の自助努力では厳しい状況にある。
- 特に、言語や文化が異なる外国人介護人材を受け入れるための住居確保は厳しい状況にあり、行政の積極的な支援が求められる。
- 外国人を雇用する場合、最低3か月に1回、支援責任者（登録支援機関の職員）と外国人の面談が義務付けられているが、県内離島に登録支援機関がほぼ所在しておらず、本島からの渡航に係る費用が事業所の負担となっている。
- 外国人の多くが、定期的に長期休暇を取得して帰省する習慣があり、離島・過疎地域から外国への帰省に係る費用を支援することで、定着につながると考えられる。
- また、介護サービスの効率的な運営が困難な離島地域において、離島に渡航して介護サービスを提供する渡航費並びに介護事業所の運営に要する経費の一部を補助している。
- 沖縄本島の過疎地域等においても介護サービスの効率的な運営が厳しい状況となっており、離島に加えて過疎地域等に対しても支援できる仕組みが必要。

<これまでの医療の取組>

医療提供体制については、北部及び離島地域の医療機関へ派遣する専攻医を県立病院で養成して派遣しているところである。また、学会参加や休暇取得のため、当該地域の診療所医師が診療所を離れる場合の代診医派遣を行っている。遠隔医療はワーキンググループを設置し議論を進めている。

県外・沖縄本島在住の看護師等に対し、県内離島の医療機関等で一定期間就業することを条件に、就業助成金を支給することで看護師の確保を図っている。

県外在住の薬剤師に対し、県内就業を条件に奨学金返済の一部補助や、県出身者が多く在籍する薬科大学等での就職説明会事業補助を実施して薬剤師の確保を図っている。

専門診療科(眼科・耳鼻科等)の受診が困難な離島に居住する住民が、島内にいながら当該診療科を受信できる環境を整備するため、専門医による離島診療所への巡回診療支援を実施している。

また、離島の患者が島外への通院するために必要な交通費及び宿泊費を助成する離島市町村に対し、経費の一部を補助している。

離島・へき地における診療所の維持・運営は、地域住民の定住条件を支え、持続可能な医療提供体制を構築する上で不可欠である。今後も、医療従事者の確保および定住を促進するため、居住環境の抜本的改善や家族を含めた移住サポート、さらにはオンライン診療を含めた遠隔医療の導入など医療支援分野における取り組みを強化する必要がある。

<これまでの介護の取組>

介護人材確保については、離島や過疎地の介護施設へ就職する際の転居費用や、離島地域における介護初任者研修等の開催費用を補助し、離島・過疎地域における介護人材の確保並びに介護人材のすそ野の拡大に取り組んでいる。

離島においては島内での研修機会や介護人材に限りがあることから、高校のある離島(石垣島、宮古島、久米島)において、高校生等に介護職を目指す機会と研修を受講する機会を設け、介護人材の確保を図るため、「介護職員初任者研修」を実施している。また、介護サービス事業の効率的な運営が困難な離島において、事業者が離島に渡航してサービスを提供する渡航費並びに離島における事業所の運営に要する経費の一部を補助している。

さらに、外国人介護人材の円滑な就労・定着のため、介護事業所が実施する技能実習生や特定技能外国人への日本語学習の支援や国家資格である「介護福祉士」取得に向けた学習支援、生活面での受入環境整備を補助している。

離島・過疎地域における介護人材確保に取り組んできたところであるが、生産年齢人口の減少とともに人材確保が年々厳しくなっている現状を踏まえ、さらなる介護人材の確保等に向けた取組を進める必要がある。

1. 医療従事者の生活・居住環境の抜本的改善への取組(定住支援)
2. へき地診療所への支援拡充の取組
3. 医療従事者へのサポート支援の取組
4. 遠隔医療の本格導入と体制整備に向けた取組
5. 指導医派遣体制の構築に向けた取組
6. 北部や離島地域へ派遣する医師を育成する県立病院の中核を担う中部病院の体制整備に向けた取組
7. 地域の診療科偏在解消に向けた取組
8. 介護人材の住居確保の取組
9. 離島・過疎地域に勤務する介護職員のリフレッシュサポート(帰省に係る交通費助成)
10. 外国人介護人材の費用負担の支援への取組
11. 離島・過疎地域等における介護サービス提供体制の確保に向けた取組

担当部課

保健医療介護部 保健医療総務課、医療政策課、高齢者介護課、薬務生活衛生課、病院事業局 経営課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



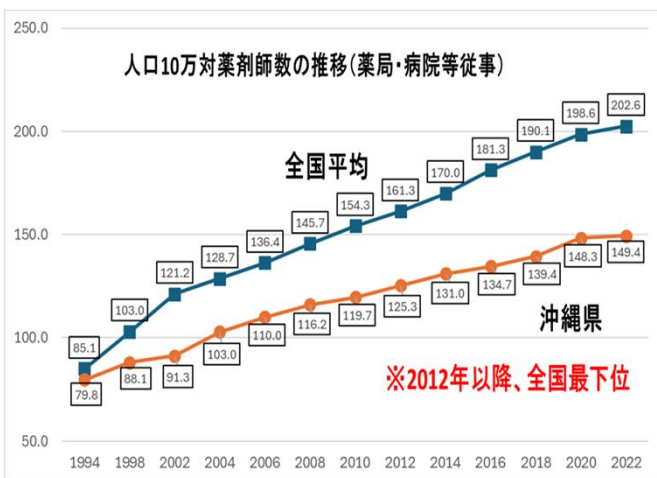
- 2-(3)-イ 質の高い医療提供体制の充実・高度化
- 2-(3)-ウ 離島・へき地医療提供体制の確保・充実
- 2-(7)-ウ 公平で良質な医療・福祉サービスの確保
- 5-(4)-ウ 医療・保健など地域の安心を支える人づくり

- 薬剤師の育成と安定的な確保及び創薬など新たな産業創出への寄与に向けた薬学部の設置

- 県内国公立大学に薬学部を設置することで、薬剤師の育成と安定的な確保を図り、沖縄科学技術大学院大学や琉球大学等における創薬に関する基礎研究の連携など、新たな産業創出に寄与する。

- 全国における薬剤師の総数は将来的に供給が需要を上回り過剰となることが予想されているため、文部科学省は令和7年度以降薬学部の新設及び収容定員増について抑制方針を取っている。

- 他方、沖縄県では人口10万人あたりの薬剤師数が最下位で慢性的な薬剤師不足となっているが、離島県かつ県内に薬学部が無いことから薬剤師の確保が困難な状況である。



出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」より沖縄県作成

- 沖縄県における薬剤師の需給予測結果だけでなく、厚生労働省発出の地域別薬剤師偏在指標においても、沖縄県は将来的に薬剤師不足が予測されているため、上記の文部科学省の抑制方針について、沖縄県は薬剤師の確保を特に図るべき区域として例外対象となっている。
- 医薬品産業を成長・基幹産業と位置づけ、政府が一体となって、日本を「創薬の地」とするための支援を推進し、また、優れた創薬シーズを基にしたスタートアップの創出を促進するため、大学等との間の橋渡しを行い、民間投資を呼び込む体制を強化することとなっている。

- 令和5年度に県内国公立大学に対し、薬学部設置構想について公募したところ、財政的支援の担保がなければ設置は困難との回答があった。

- 県内の国公立大学における薬学部の設置には、その経費について公的財源支援が必要であることを以下のとおり確認している。

(確認結果)

県内国公立大学に薬学部を設置した場合の運営費について、個別大学毎に費用収益を試算。国立大学は薬学部開設後6年度目以降も継続して赤字が累積し、公立大学は薬学部開設5年度目まで赤字が累積する結果となった。

- 沖縄県薬剤師会等の関係団体からも、薬剤師確保及び創薬研究に寄与する薬学部設置に係る支援を求める陳情等が提出される等、外部からも強い要望がある。

【これまでの取組】

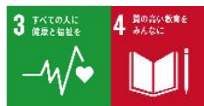
薬剤師確保対策として、県外在住の薬剤師に対し、県内就業を条件に奨学金返済の一部補助や、県出身者が多く在籍する薬科大学等での就職説明会事業補助を実施しているところである。慢性的な薬剤師不足の解消に向け更なる取組を進める必要がある。

1. 県内国公立大学への薬学部(科)の設置及び学生定員が充足するまでの間の安定的な運営に向けた取組

担当部課

保健医療介護部 薬務生活衛生課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



5-(4)-ウ 医療・保健など地域の安心を支える人づくり

政策

- こどもの貧困の解消等を目的とした包括的支援制度の整備

目指すすがた

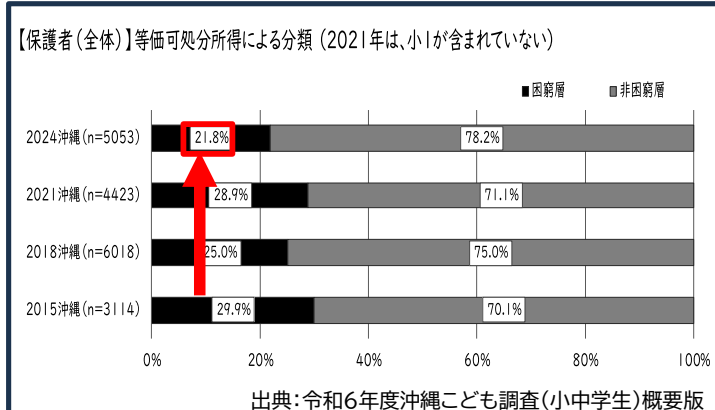
- こども及びその家庭の状況に応じた包括的な対策に加え、こどもの将来の貧困を防ぐ学習支援等の取組を通じて本県における現在及び将来のこどもの貧困の解消を目指す。💡

環境の変化等

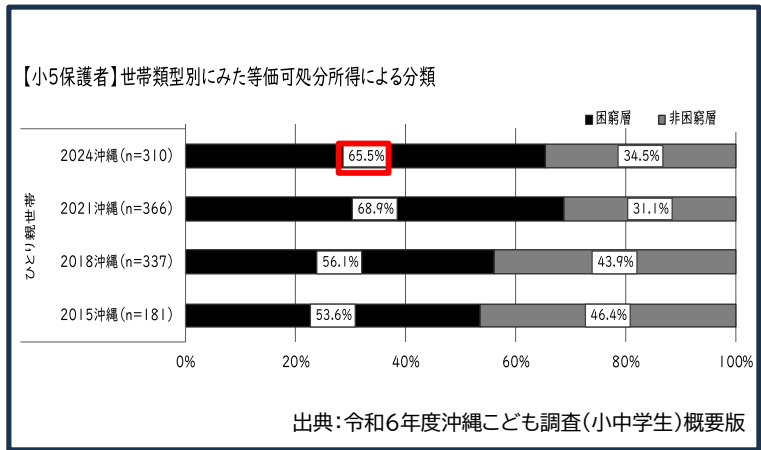
- 国は令和5年12月22日、「こども基本法(令和4年法律第77号)」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定した。
- 「こども大綱」では、こども施策に関する重要事項の一つとして、「こどもの貧困対策」を掲げ、「こどもの貧困を解消し、貧困による～困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記された。
- これに伴い、令和6年9月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)」が改正され、題名に”貧困の解消”が入れられた「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」では、こどもの貧困の解消に向けた対策について、「こどもの現在の貧困を解消するとともに、こどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことがその基本理念に明記された。💡
- 同じくして、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第80条第3項も「子どもの貧困対策」が「こどもの貧困の解消に向けた対策」に改められた。
- 沖縄県では、「こども基本法」に基づき、「こども大綱」を勘案し、令和7年3月末に「沖縄県こども・若者計画(未来のおきなわっこプラン)」を策定し、同計画において、最重要課題の解消に向けた施策として、「こどもの貧困対策」を位置づけ、これまで取り組んできた「ライフステージに応じた施策の充実強化」のほか、新たな施策展開の柱として、「貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援」及び「支援につながないこどもとその家庭への支援体制の構築」を位置づけた。

現状・課題等

- 沖縄県では、平成28年度を貧困対策元年と位置付け、国・市町村と連携した各種施策の推進や、民間企業及び団体等と連携し県民運動として貧困対策に取り組んできた。
- これまで10年の貧困対策により、県内のこどもの居場所は、令和7年9月1日現在、226箇所(事業開始(122箇所)より104箇所(85%)増)となっており、沖縄こども調査における困窮世帯の割合は平成27年度の29.9%から21.8%(令和6年度)まで改善したほか、こどもの自己肯定感の向上など一定の成果が確認されている。



- 一方で、近年の物価高騰の影響などもあり、令和6年度の同調査では、ひとり親世帯の困窮世帯の割合は65.5%（H27比：11.9ポイント増）と未だに高水準で推移している。また、県の調査により、この10年間で「食料が買えなかった経験」が「あった」「ときどきあった」と回答した割合が、物価高の影響から特に困窮層で悪化していることが確認された。さらに、自



- 分は価値のある人間だと思う」子どもの割合が増加している一方で「自分の将来が楽しみだ」と回答する困窮層の子どもの割合は低下しており、子どもが将来に向けた不安を感じていることが確認された。
- このような状況から、これまでの貧困対策が概ね18歳未満の子どもを中心に対策が講じられてきたことや、既存の全国一律の施策では顕著なひとり親の困窮状況の改善が見られないことを踏まえると、今後の貧困対策の推進にあたっては、ひとり親を含む家庭支援の観点や、これまでの貧困対策で支援につながった子どもを自立へと導くため、体験格差の是正や相談体制の整備、子どもに寄り添った支援を強化していくことがより重要な課題となっている。
- また、支援を必要としているものの、まだ支援が届いていない子どもが一定数いることが想定されていることから、新たな課題として支援につながっていない子どもと保護者・家庭に支援を届け、地域の社会資源や支援制度につなげていく取組を強化していく必要がある。
- SDGsの広まりで、子どもの貧困をテーマに社会貢献活動を取り組む企業が増えてきていることから、沖縄子どもの未来県民会議に賛同する企業等と連携し、社会全体で子どもたちを支える県民運動をさらに推進していく必要があるが、活動の原資となる寄付金が減少傾向にあることから、その確保に向けた仕組みづくりが求められている。
- 子どもの学習・生活支援事業による学習支援を受けていた中学3年生の高校受験合格率は概ね100%で推移している。
- 子どもの学習・生活支援事業を利用する児童生徒数の定員に占める割合は85%となっており、令和11年度には定員を超過することが見込まれるが、財源等から定員増を図ることが難しい状況にある。

【これまでの取組】

県では、妊娠期から子どもの自立まで切れ目のない支援体制の構築と県民運動の推進に重点を置いて取り組んでいる。主な取組として、市町村の貧困対策支援員の配置に伴う相談体制強化、安全・安心な居場所の設置、無料の学習支援の提供をしている。また、経済的な支援として、放課後児童クラブ利用料の軽減、給付型奨学金による進学支援、ひとり親家庭の就労・生活支援などを総合的に実施し、貧困の解消を目指している。今後とも、子どもの貧困の解消に向けては、更なる取組を進める必要がある。



1. 貧困解消に向けた取組の継続支援のための沖振法への文言追加及びひとり親支援に関する取組の拡充
2. こどもの貧困対策への県内企業の寄付に対する税額控除等
3. ひとり親家庭に対する特定求職者雇用開発助成金の要件緩和及び助成金額の拡充
4. 生活困窮者自立支援法に基づくこどもの学習支援の取組の拡充


担当部課


生活福祉部 保護・援護課、こども未来部 こども若者政策課、こども家庭課、女性力・ダイバーシティ推進課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



- 2-(1)-ア 子どものライフステージに応じたつながる仕組みの構築及び県民運動の展開
- 2-(1)-イ 貧困状態にある子どもへの支援
- 2-(1)-ウ ひとり親家庭等の困難を抱える保護者への支援

- OIST等県内大学を核とした先端医療分野等のイノベーション拠点形成に関する特例措置の創設 

- 科学技術によるイノベーションを創出し、持続可能な産業の振興につなげていくため、OIST等県内大学を核としたイノベーション・エコシステムを構築する。
- 特に、これまでの研究蓄積や将来の発展可能性などを見据え、先端医療分野等に特化し、県内大学等を中核としつつ、国内外からもヒト・モノ・カネ・情報(人材・企業・研究機関・投資・インナーサークル等)が集まる価値や仕組みを創出し、国際競争力を有する産学連携型のイノベーション拠点化を目指す。 

- 世界的にスタートアップ・研究人材の国際移動が加速。
- GW2050 PROJECTS グランドデザインにおいて、OIST等県内大学との連携や産学連携サイエンスパーク・エコシステムモデルが位置付けられるなど、産業界からも県内大学等のイノベーション創出に係る期待が高まっている。
- 内閣府において、沖縄における先端医療分野での高付加価値産業の産業集積のポテンシャルを見据え、令和8年度予算に「沖縄先端医療技術基盤形成促進事業」6億円を新たに計上。

- 経営管理ビザが2025年10月に法令改正がなされ、「資本金要件が500万円から3000万円への引き上げ」、「3年以上の経営・管理経験」など大学等の研究成果から事業化を図る海外からのスタートアップ事業者には厳しい要件となっている。

「経営・管理」許可基準に係る見直しについて



①	資本金・出資総額	500万円	3,000万円
②	経歴・学歴(経営者)	なし	経営・管理経験3年以上(注2) 又は 経営管理若しくは経営する事業分野に関する修士相当以上の学位を取得していること
③	雇用義務	なし (資本金の代替要件として2人以上の雇用要件)	1人以上の常勤職員の雇用を義務付ける(注3)
④	日本語能力	なし	申請者又は常勤職員のいずれかが相当程度の日本語能力を有すること(注4)
⑤	在留資格決定時における専門家の確認	なし	新規事業計画について経営に関する専門的な知識を有する者の確認を義務付ける(上場企業相当規模の場合等を除く)

(注1)既に在留中の者には施行後3年を経過した後の最初の在留期間更新許可申請時以降は、原則として改正後の上陸許可基準への適合を求める。
 (注2)「経営・管理経験」には、在留資格「特定活動」に基づく起業準備活動を含む。
 (注3)「常勤職員」には、法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除くこととされており、対象は、日本人、特別永住者及び法別表第二の在留資格をもって在留する者(「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」)となる。
 (注4)相当程度の日本語能力として、CEFR・B2相当等を想定している。
 なお、ここでいう「常勤職員」の対象には、法別表第一の在留資格をもって在留する外国人も含まれる。

出典:出入国在留管理庁HPより

- OISTの基礎研究の成果や世界的な研究ネットワーク、琉球大医学部における臨床的な技術の蓄積などにより、先端医療分野は沖縄におけるイノベーション拠点化の発展可能性を有している。
- 他の県内大学も含め、その研究成果の蓄積が図られている一方、研究成果を活用しての事業化・地域産業化は限定的となっており、今後、県内大学等の優れた研究成果をスムーズに事業化・社会実装に繋げ、これらから生まれる利益を次の研究投資へ還元するエコシステムを構築することが重要である。
- 先端医療の分野は、産業・社会的インパクトは大きいものの、研究から実用化・事業化までに多額の資金と長い研究時間が必要とされることから、継続的な研究が難しい、企業等が参入しづらい等の課題がある。また、速やかな事業化を目指す上では、国内のみならず、初期の段階から海外における薬事承認及び販売等を視野に入れた研究計画も重要である。

- 今後、沖縄において先端医療分野等のイノベーション拠点を形成するためには、国内外からスタートアップや研究開発型企業、優秀な技術者や投資家等呼び込み、イノベーションのタネを生み出す基礎研究の継続的な支援に加え、応用研究や、実証、事業化など、幅広いステージで戦略的な研究開発が行える安定的・継続的な環境を整備する必要がある。
- 大学等の研究成果がビジネスとして事業化されるまでの期間は、研究分野や技術シーズの性質によって大きく異なるが、比較的長期間にわたることが多く、収益化、資金調達が難しい状況である。10月の経営管理ビザ要件の厳格化により、資本金要件の大幅な増額など経営管理ビザへの切り替えが難しく、国外へ流出する懸念が強まっている。将来有望な企業を沖縄に定着させるには、要件緩和や段階的な支援策の整備が不可欠である。

【これまでの取組】

沖縄県ではこれまで、「沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業」などにより、ライフサイエンス分野を含む幅広い分野において、将来の事業展開を見据えた県内大学等を中心とした研究開発を支援している。

OISTにおいては、国際的な研究機関として高く評価され、また、スタートアップのインキュベーション施設を2棟設置するなどスタートアップ推進にも取り組んでいる。

琉球大学医学部においては、西普天間地区移転に伴い、大学病院と併設し先端医学研究センターを設置するなど、先端医療分野研究の更なる高度化やスタートアップ創出にも取り組んでいる。

科学技術によるイノベーションを創出し、持続可能な産業の振興に繋げていくためには、これらの研究成果を事業化・社会実装していくための更なる取組が必要。

1. 沖縄の科学技術振興に向けた基金の造成
2. 沖縄科学技術大学院大学関連のスタートアップに対する経営管理ビザの資本金要件の緩和

担当部課

企画部 科学技術振興課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



3-(5) 科学技術イノベーションの創出と次世代を担う持続可能な産業の振興

■ 赤土等流出防止対策の推進

■ 河川や海域の生態系のみならず観光産業や漁業にも大きな影響を与える赤土等の流出を防止し、自然環境や沖縄らしい景観を保全することで、水産資源・観光資源でもある本県のサンゴ礁や藻場を良好な状態に保全・再生し次世代に引き継ぎ、人間社会と調和した持続可能な海洋共生社会の実現を目指す。💡

- 環境省が令和4年3月に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」の中で、優先度が高い課題として「陸域から過剰に流入する赤土等の土砂及び栄養塩、化学物質等の負荷への対策の推進」を重点課題に掲げている。
- 県は、令和5年3月に策定した「第2次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」において4つの基本方針を設定し、赤土等流出防止対策を推進している。
 - I 農地からの赤土等流出防止対策の推進
 - II 開発事業からの赤土等流出防止の徹底
 - III 協働取組の推進と普及・啓発
 - IV 赤土等流出防止対策に係る調査研究

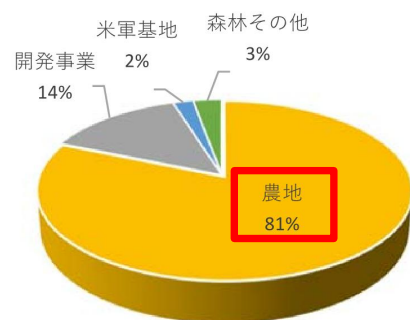
■ 令和7年4月に環境省が速報として公表した令和6年度のサンゴ礁調査によると、本県海域の多くの地点で白化率の増加及びサンゴ被度の低下が確認された。サンゴの表面を赤土等が覆うことによるサンゴへのストレスは成長や白化からの回復を阻害すること、海域における赤土等の堆積状況が悪化するとサンゴ類の被度が低下する傾向があることから、陸域からの赤土等の流出防止が急務である。💡

■ 令和3年度の赤土等の全体の流出量は24.6万トンで、沖縄県赤土等流出防止条例の制定前(平成5年度)の52.1万トンに比べ半減しているが、赤土等の流出量のうち約8割、年間20万トンが農地から流出している。農地における赤土等流出防止対策は、長期に渡って継続的に実施する必要があり、農家や沈砂池等の赤土流出防止施設の管理者の費用・労力の負担が大きいことから、対策が進んでいない。このため、対策に係る農家等の負担を軽減し農地における対策を加速させる必要がある。



(モニタリングサイト1000 サンゴ礁調査 2024年度とりまとめ結果より)

白化したサンゴ(沖縄島東岸)



流出源別流出割合(令和3年度)

出典: 第2次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画

【これまでの取組】

県では、「第2次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」に基づき赤土等流出防止対策を総合的に推進している。農地からの流出を防ぐため、農地における対策を同計画の基本方針に位置付け、地域においてグリーンベルトの設置やマルチング等の営農的な発生源対策等を実施する地域・団体の活動を支援するとともに、農地の下流に設置された沈砂池等の既存施設の機能回復及び維持管理に係る調査・実証試験に取り組むとともに、維持管理マニュアルの作成や対策技術の普及啓発を行っている。また、施策効果の検証のため、海域及び陸域で赤土等堆積状況のモニタリングや対策状況の調査を実施しているが、農地を中心に赤土等の流出は続いており、流出防止に向けては更なる取組を進める必要がある。

1. 農地を中心とした赤土等流出防止対策に関する取組の拡充


担当部課


環境部 環境保全課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



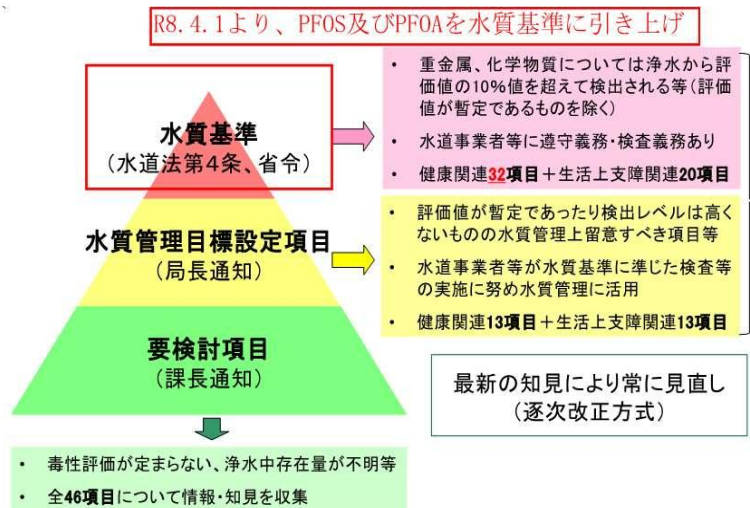
1-(3)-ア 海洋島しょ圏としてのSDGsへの貢献

- 米軍に起因する環境問題(蓋然性の高い事象含む)への対応策の整備 

- 米軍基地由来の蓋然性が高いPFOS等の適切な吸着除去による安全・安心な水の供給及び米軍活動に起因する環境問題(蓋然性の高い事象含む)の調査等必要な対応の実施を通じ、安全・安心で快適な住環境を実現する。 



<PFOS・PFOAに係る規制の強化>

- 県では、令和元年度から返還予定である米軍基地周辺において米軍基地特有の化学物質の存在状況の把握を目的に、地下水のモニタリング調査をしている他、令和3～6年度に専門家会議を設置し、普天間飛行場周辺のPFOS等の汚染源特定に向けた調査を実施している。
- 普天間飛行場周辺のPFOS等の汚染源調査においては科学的裏付けを得る目的で調査を実施し、専門家会議で検討を行ったところ、総括として「PFOS等の汚染源は普天間飛行場である蓋然性が更に高まったと考えられる。」とされた。
- PFOS及びPFOAについては、令和8年4月から水道法の水質基準項目に設定され、環境水についても暫定指針値が指針値となるなど規制が強化されている。



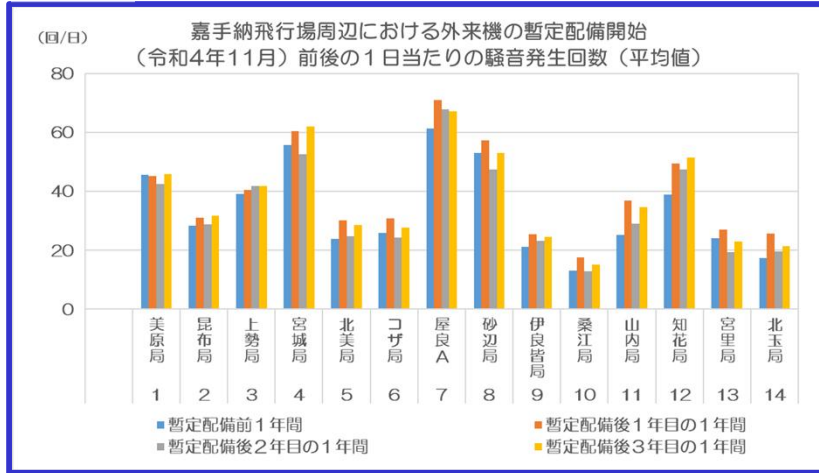
<PFOS・PFOAの水道水への影響の対応>

出典：環境省「水質基準に関する省令改正の概要について」(令和7年8月8日)

- 周辺環境整備法第8条に基づく補助事業により、令和元年度から5年度にかけ防衛省から補助金を受け、浄水場へPFOS等吸着能力の高い粒状活性炭を導入した。
- 嘉手納基地周辺の水道水源で検出されるPFOS等については、企業局の調査によりその主な汚染源が基地内にある蓋然性が高いと考えられることから、防衛省には引き続き粒状活性炭の更新事業を求めているところであるが、維持管理費用については同補助の適用が困難とされており、水源由来のPFOS等の吸着除去が困難な状況となっている。
- 金武町が実施した水質検査により、キャンプ・ハンセン周辺の水源においてPFOS等有機フッ素化合物が検出された。 
- 金武町水源周辺の地下水脈は複雑なため、断定は困難だが、キャンプ・ハンセン周辺の河川等で高濃度のPFOS等が検出されていることから、基地が汚染源である可能性が指摘されている。 

<米軍に起因する騒音等>

- 嘉手納飛行場周辺では、F15戦闘機の退役に伴い、F22戦闘機等の巡回配備が開始(令和4年11月)されて以降、配備前と比べ、騒音発生回数が増加するなど騒音被害が増大している。また、普天間飛行場周辺では、ジェット戦闘機をはじめとする外来機の飛来が増加しており、騒音被害が増大している。💡



出典: 沖縄県環境部環境保全課

<PFOS・PFOAの除去に係る課題>

- 主な汚染源が基地内にある蓋然性が高い汚染物質を処理する浄水場では、継続的な粒状活性炭の取替・処分を行う必要があるが、維持管理費用は補助の適用外とされ、県民への負担が懸念されている。
- 事業の初期に浄水場に導入した粒状活性炭は、経年劣化により吸着能力が低下している状況。
- 補助により導入した粒状活性炭は処分制限期間が「12年」とされており、県が考える耐用年数である「4年」と大きく乖離している。
- 金武町では取水していた地下水からPFOSが検出されているため、取水抑制を余儀なくされている。その結果、令和5年2月から住民への安全な水供給を確保するため、沖縄県企業局からの水道用水供給へと完全に切り替えている状況である。💡

<近年の航空機騒音の影響>

- 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺では、夜間における航空機の飛行やエンジン調整などの騒音が増加しており、睡眠に係る健康被害が懸念されるなど、周辺環境への影響はさらに深刻なものとなっている。💡
- 嘉手納飛行場及び普天間飛行場では、外来機の飛来の増加や即応訓練等により住宅地上空での戦闘機の飛行が絶えず、周辺住民から騒音苦情が多発している状況にある。また、騒音苦情は、両飛行場周辺のみならず、広範囲に及んでおり、県民生活に大きな影響を及ぼしている。💡

(参考: 飛行場周辺の航空機騒音の状況)


①令和6年度環境基準超過地点

嘉手納: 19測定局中8測定局で超過 普天間: 13測定局中3測定局で超過

②1日当たりの夜間(22時～6時)騒音発生回数〈令和6年度と前年度(令和5年度)との比較〉

嘉手納:21測定局中16測定局で増加 普天間:12測定局中10測定局で増加

③年間最大騒音レベル

嘉手納:116.7dB(砂辺局)、普天間:124.4dB(上大謝名局) 

＜支障除去措置の実施における懸念＞

- 米軍活動に起因する土壌汚染等の環境問題が発生した場合に、本来は原因者負担の原則により解決すべきであるが、現行の法体系では米軍活動に起因する環境汚染のおそれがある場合、環境調査や汚染除去等の実施、自治体による汚染源調査のための基地内立入許可が米軍の判断に委ねられており、十分な対策が講じられていない状況にある。
- これまでの県の調査から、返還予定の米軍基地周辺において、PFOS等の有機フッ素化合物、農薬類(DDT等)や弾薬成分(RDX等)の米軍基地特有の化学物質が検出されているが、跡地利用特措法では、これらの化学物質等が支障除去措置の調査項目として定められていないため、これら米軍基地特有の化学物質等による汚染があっても調査されない懸念がある。
- 一刻も早く環境汚染や航空機騒音等の環境問題を解決し、健康で住みよい住環境を実現するためには、基地提供者である国が米軍活動に起因する環境問題(蓋然性の高い事象含む)に対して必要な措置を講ずることを法令で明確に定め、県や市町村が環境調査を実施する場合の財政支援制度を創設する必要がある。

【これまでの取組】

県では、市町村と連携して嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機騒音調査を実施しており、航空機騒音は、依然として環境基準を超過する測定局があるなど、改善が図られていないことから、毎年、測定結果に基づき、日米両政府に対し、航空騒音軽減に係る要請を行っている。

これまでの嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の水質調査結果や地下水脈の調査結果から、PFOS及びPFOAの汚染源は両飛行場である蓋然性が高く、また、キャンプ・ハンセン周辺の井戸水については、水源の調査結果から同基地が汚染源である可能性が高いことから、調査のための立入申請を行っているが、未だ実現していない。そのため、機会ある毎に日米両政府に対し、立入調査を認めることや、国及び米軍による原因究明調査と対策の実施、県や市町村による緊急の調査や対策費用の負担を求める要請を行っている。

1. 米軍施設に由来する水道水源汚染への対策の拡充(粒状活性炭の処分制限期間の見直し等)
2. 支障除去措置対象への国内法使用禁止物質や基地内相当量使用物質の追加
3. 米軍活動に起因する環境問題(蓋然性の高い事象含む)について国の調査等実施の義務付け

4. 環境汚染や航空機騒音等に係る調査、汚染の除去措置等に関する取組

担当部課

環境部 環境保全課、保健医療介護部 薬務生活衛生課、企業局 配水管理課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



- 2-(9)-ア 米軍基地から派生する諸問題の解決に向けた対応
- 3-(13)-イ 駐留軍用地跡地利用の早期着手に向けた取組の推進

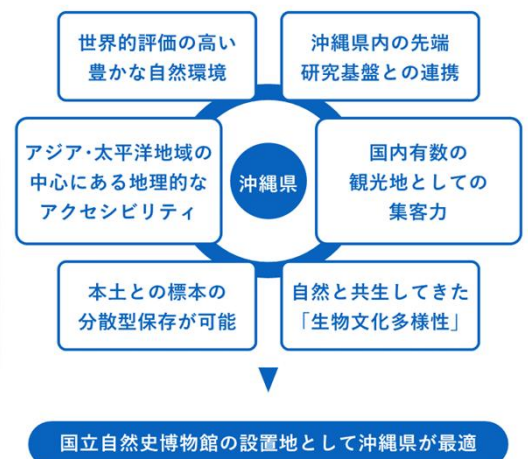


■ 国立自然史博物館の設立

■ 国立自然史博物館の設立は、自然環境の保全・再生、災害メカニズムの解明、新資源の発見や工学的応用といった地球規模の課題解決とイノベーションの創出につながり、東アジア・東南アジアにおける自然史科学の拠点となるのみならず、我が国の人材育成や国際貢献のハブとして機能し、さらに、教育・観光面での貢献に加え、本県の人材育成や沖縄振興にも大きく寄与する。

- 日本学術会議においては、東日本大震災を契機とし、5年あまりにわたって審議を重ね、平成28年5月に国立自然史博物館の設立の必要性とあわせて、沖縄県が最適地であると提言をとりまとめている。
- 令和5年10月から、国立自然史博物館の設立誘致に向けて、沖縄県議会において超党派で議員連盟が結成されている。
- 令和7年12月には、経済団体、沖縄県市長会・町村会や沖縄県市議会議長会・町村議会議長会など68団体(令和8年1月31日現在)で構成する「国立沖縄自然史博物館誘致県民会議」も設立され、機運が高まっている。

- 国立自然史博物館は、自然史標本の収集・整理・保管や自然史標本に基づく自然史科学の研究、研究成果を活用した展示・教育・普及の3つの役割を有し、自然史科学を刷新・加速させるものである。
- 膨大な標本数を保有する自然史博物館は18世紀に欧州で誕生し、19世紀から20世紀にかけて北米やアジア・オセアニアなど世界各地に広がっているが、東アジア・東南アジア地域においては、多様な自然に恵まれながらその解明が進んでおらず、自然史研究が遅れている。
- 自然史研究はあらゆる科学の基礎であり、極めて重要とされており、国立自然史博物館を設立することは、我が国の自然史研究の発展・向上に寄与し、ひいては国際的にも大きく貢献するものである。



- 我が国は世界の生物多様性のホットスポットといわれており、中でも本県の位置する南西諸島は、世界自然遺産に登録された生物多様性の宝庫であるとともに、地質学的にも気候帯的にも、最も重要な地域として世界から関心が寄せられている。
- 沖縄県は、本土で大規模災害が発生した際、標本喪失を防ぐバックアップとしての地理的優位性を有することに加え、東アジア・東南アジア諸国に隣接している。
- 東日本大震災で露呈した自然史科学研究体制（標本の保管等）の脆弱性を克服し、アジア各国と連携し、自然史研究を進めるために、国立自然史博物館を沖縄県に設立する必要がある。

【これまでの取組】

県では、令和4年5月策定「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に、アジアの自然史科学の拠点「国立沖縄自然史博物館」の設置促進を掲げ、あらゆる機会を捉えて誘致に努めていくと明記し、シンポジウムやテレビCM等広報活動を実施するなど、国立自然史博物館の設立に向けた機運醸成に取り組んできた。

令和6・7年度には沖縄県国立自然史博物館誘致に関する検討委員会を設置し、「国立自然史博物館誘致に向けた検討報告書」をとりまとめたところである。

また、国に対し、国立自然史博物館の誘致や骨太の方針に位置付けることについて要請してきたところであるが、設立・誘致の実現に向けた取組の強化を進める必要がある。

1. **国立自然史博物館の沖縄県への早期設立の実現に向けた、国立博物館等を所管する省庁における具体的な取組**

担当部課

環境部 自然保護課



新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



1-(2)-ア 自然環境・生物多様性の保全・継承

- 島しょ地域の特性を踏まえたエネルギー社会基盤の整備

- エネルギーの安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指すGXの考え方について、島しょ県である本県の特殊性を考慮した上で取り入れることで、脱炭素化と産業振興の両立を図り、持続可能な成長を支えるエネルギー社会の形成を目指す。

- 国は令和3年6月に、地球温暖化対策推進法を改正し、「パリ協定」で掲げる目標や「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として、法に明確に位置づけ。
- 県でも令和5年3月に第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画を改定し、2030年度の温室効果ガス排出量削減の中期目標として、これまでの2013年度比26%削減を意欲的目標と位置づけ、新たに2013年度比31%削減を挑戦的目標として加えるとともに、長期的目標として2050年度温室効果ガス実質排出量ゼロ（カーボンニュートラル）を目指すことを掲げている。
- エネルギー部門に関しては、令和4年3月に「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」を改定し、これまでの2030年度再生可能エネルギー電源比率18%を意欲的な目標と位置づけ、新たに26%を挑戦的な目標として掲げている。
- 国は2025年2月に、地球温暖化対策計画を改定し、2050年カーボンニュートラルに向け、2035（令和17）年度、2040（令和22）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度比でそれぞれ60%、73%削減することを目指すとしている。
- 国は国内外のエネルギー情勢の変化を踏まえ、新たに「GX2040ビジョン」及び「第7次エネルギー基本計画」を2025年2月に閣議決定し、2040年度の再エネ電源比率の見通しを4割～5割程度とする等、S+3Eの原則の下、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指すこととしている。
- これを受けて沖縄県においても、第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画及び「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」を改定することとしており、2040年度の温室効果ガス排出量の削減目標及びクリーンエネルギー導入に係る目標を新たに設定し、取組を強化するために改定を行っているところ。
- 一方で、近年、我が国では、不安定な世界情勢の影響や、円安、賃金上昇など、複数の要因を背景に物価高騰が生じている。日本銀行によると、2025年度以降も物価上昇傾向は続く予想されている。
- 国際情勢の影響による資源価格の高騰や円安の影響により、燃料価格が高騰した。電力においても燃料費調整額が上限に達したことにより、沖縄電力は電気料金の値上げ改定の申請を行い、令和5年度に認可された。これらの結果、電気料金が値上がりし、県民生活の負担となっている。

■ 県内の温室効果ガス総排出量は、基準年度（2013年度（平成25年度））以降おおむね横ばい傾向にあったなか、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動が停滞したことにより減少したが、最新のデータである令和4年度は航空旅客運送業や宿泊業等の観光産業が回復してきたことで増加に転じた。

■ 自動車への依存が極めて高い本県において、部門別二酸化炭素排出量は運輸部門の占める割合が高く、その脱炭素化が課題となっている。

■ 令和6年3月末現在、電気自動車の普及率は全国0.24%に対し県内が0.16%、プラグインハイブリッド車の普及率は全国の0.31%に対し県内が0.18%で、全国の普及率の約6割程度にとどまっている状況にある。

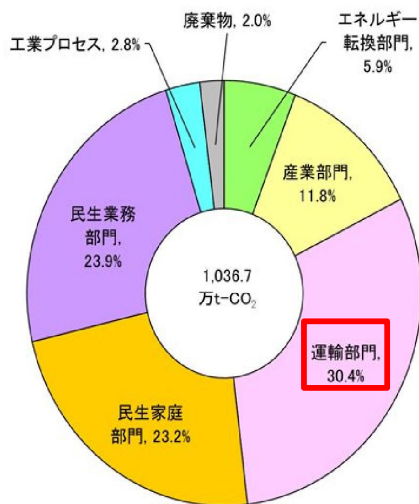
■ 島しょ県である沖縄県は本土の電力系統と連携されておらず、構造的不利性から現時点では化石燃料に頼らざるを得ず、他県に比べ再生可能エネルギーの導入が進みにくい。

■ 系統側が整備することでより多くの再エネの受け入れが可能となる蓄電池設備に関する補助金は一般送配電事業者が対象外となっている。このため、沖縄県固有の事情により一般送配電部門が分社化していない沖縄の電力会社は当該補助金を活用できない状況にある。

■ 電源の高経年化が進む中で、電力の安定供給のための供給力維持・機器更新、再生可能エネルギーの更なる導入拡大のための系統増強、脱炭素電源など様々な投資の必要があり、今後も電力供給コストの上振れが見込まれるため、各種税制特例措置や沖縄公庫からの財政投融资等の一層の政策的な支援が必要。

■ 沖縄県は、供給コストの高い離島を多く抱えているなど地理的・地形的特性等により高コスト構造となっており、県外の旧一般電気事業者9社の平均と比較して電気料金は高い。

■ 沖縄県の県民所得は全国平均の約7割程度で推移している。



沖縄県のCO2排出構成（2020年度）
出典：第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画改定版

【これまでの取組】

県では、運輸部門の脱炭素化を進めるため、県公用車を率先して電動車（EV・PHV）へ転換するとともに、バス事業者等のEVバス・専用充電設備や離島過疎地域における電動車、充電設備の導入費用を支援している。

グリーンエネルギーの導入拡大については、離島における太陽光発電の導入を支援するとともに、島しょ地域に適したバイオマス資源や水素・アンモニア等の次世代エネルギーの可能性調査を実施している。あわせて、民間事業者による水素実証などの取組も含め、次世代エネルギーの社会実装に向けた知見の蓄積が進みつつある。💡

地理的・地形的特性等により高くなる電気料金を低減するため税制の特例措置を実施している。脱炭素化と産業振興の両立に向け、持続可能な成長を支えるエネルギー社会を形成するためには、更なる取組を進める必要がある。

1. 商用車・レンタカー等の電動車導入促進に関する取組の拡充（補助金の処分制限期間の短縮等）
2. 系統用蓄電池等への国支援の要件緩和、水素等の拠点整備に向けた取組
3. 再エネ設備等に対する税制特例措置
4. 引き取りに係る特定石炭等の石油石炭税の免除の延長
5. 電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長

担当部課

環境部 環境再生課、商工労働部 産業政策課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



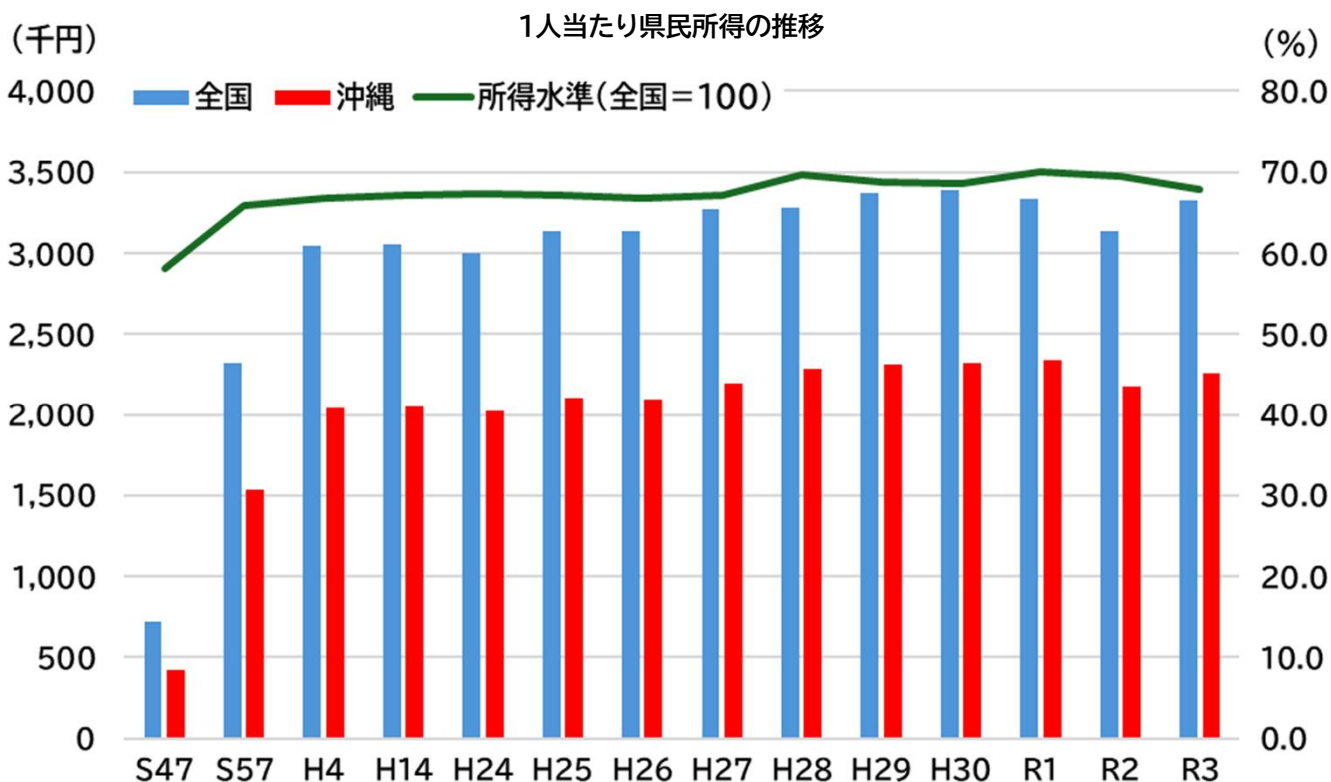
- 1-(1)-ア 脱炭素島しょ社会の実現に向けたエネルギー施策の推進
- 1-(1)-ウ 人と環境に優しいまちづくりの推進
- 2-(7)-ア 計画的な生活基盤の整備
- 3-(8)-ア 多様なものづくり産業の振興

政策 ■ 揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置

目指すがた ■ 1人あたり県民所得、完全失業率、世帯消費支出に占めるガソリン代の割合が全国平均程度に達している。

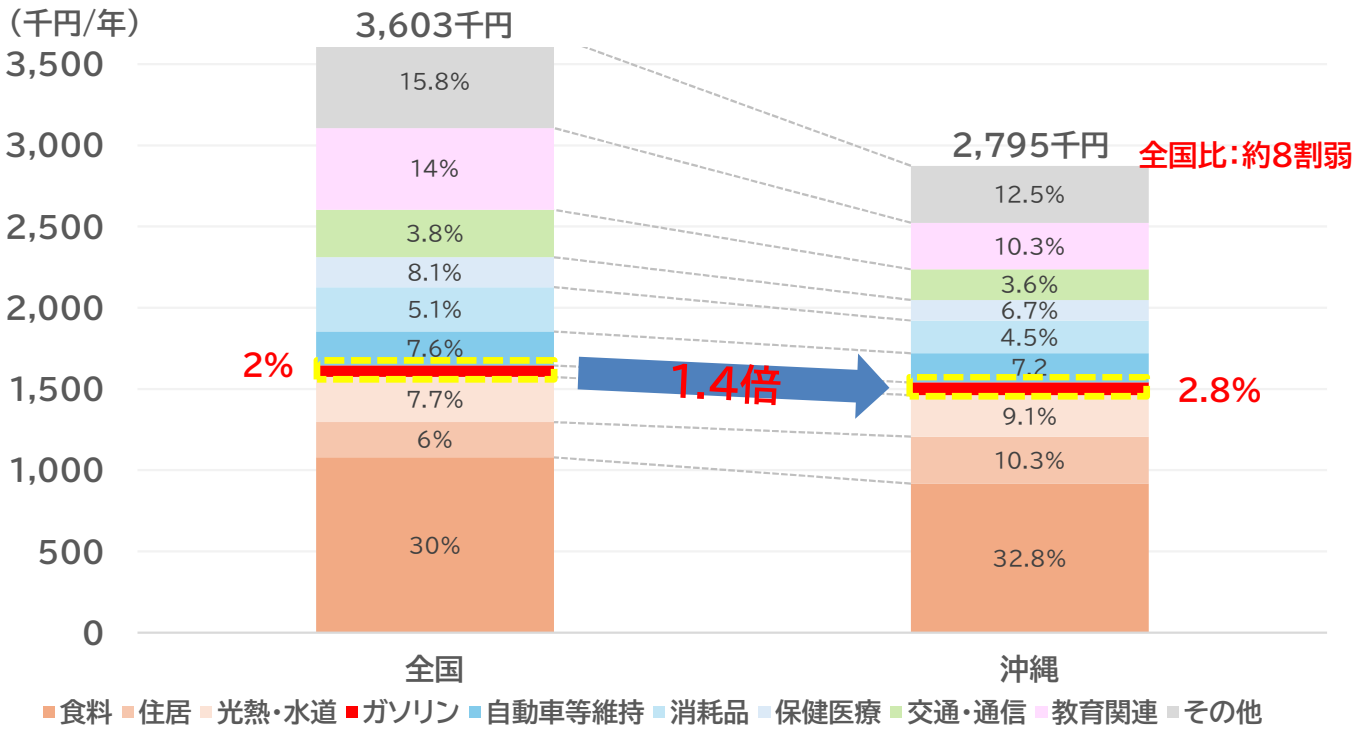
環境の変化等 ■ 近年、我が国では、不安定な世界情勢の影響や、円安、賃金上昇など、複数の要因を背景に物価高騰が生じている。日本銀行によると、2025年度以降も物価上昇傾向は続くと予想されている。
 ■ 県では、揮発油税及び地方揮発油税（国税）の軽減措置の一部を石油価格調整税として課税し、その税収を実質的な財源に石油製品輸送等補助事業を実施し、離島における石油製品の価格安定と円滑な供給を図っている。

- 本県の1人あたり県民所得は全国平均の約7割と全国最下位にとどまっている。
- モノレール以外の鉄軌道がなく、陸上交通の移動手段は専ら自動車に依存しており、家計消費支出に占めるガソリン支出の割合は全国平均の約1.4倍となっている。
- 離島のガソリン価格については、軽減措置を踏まえてもなお、全国と比較して高い水準となっている。



出典：県民経済計算

世帯消費支出内訳



【これまでの取組】

県では、令和6年度税制改正における指摘を踏まえて、県民の移動手段が自動車に依存せざるを得ない状況のなか、揮発油税等の軽減措置が県民生活に与える影響を調査するほか、地球温暖化対策の取組などを進めており、軽減措置のあり方を検討している。

1. 揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の延長

担当部課


生活福祉部 生活安全安心課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開





2-(8)-ア 人流・物流のコスト低減と情報通信基盤の強化

■ 防災対策の推進 

- 本土から本県への応援や、本島から県内各離島等への応援が到着するまでの間を自力で乗り切れるだけの防災体制・基盤を充実・強化し、市町村の防災力の向上を図る。 
- 本県では鉄筋コンクリート造の住宅が多く、木造住宅に比べて耐震診断や改修費用が高額なことから、耐震診断・改修を行いやすい環境の整備をすることで、地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図る。




＜地域における防災対策関係＞

- 全国では、能登半島地震、豪雨災害などが、本県においても、令和6年本島北部豪雨災害、令和7年度には大東島地方における大雨災害などが発生しており、災害が激甚化・頻発化している。 
- 国においては、事前防災、災害対応の司令塔となる組織として、防災庁の設置を予定している。 

＜民間における防災対策関係＞

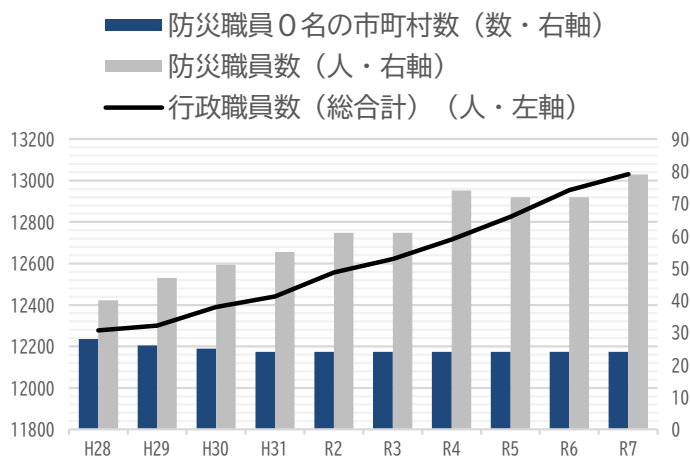
- 令和7年に耐震改修促進法に基づく基本的な方針が見直され、住宅について耐震性が不十分なものの概ね解消への目標が令和12年から令和17年へ延長された。
- 近年の物価高騰を背景に、県民の家計は圧迫されており、耐震診断や改修等に費用をかける余裕がないと思われ、耐震化促進の支障となることが懸念される。

＜地域における防災対策関係＞

- 本県は、本土から離れた広大な海域に多くの小規模離島が散在する島しょ県であり、災害発生時には、沖縄本島を含め、県外・島外からの応援派遣や物資輸送、救出救助の到達が、他県に比べ容易ではなく、一定期間の自給が求められる。 
- 特に、一島一町村など小規模自治体では、超少子高齢社会と社会的移動による人口の流出・減少も相まって、災害発生時に自給体制を構築・維持するだけの基盤そのものが脆弱である。 
- 小規模自治体においても、県内41市町村のうち防災職員が0名の自治体が24に及ぶなど、行政職員の不足が深刻であり、例えば、災害時の行政機能の維持を目的とする業務継続計画の見直しや、島外からの応援の受入れ体制を定める受援計画の策定が追い付いていないなど、防災体制の構築と基盤の整備が滞っている状況である。なお、国の防災基本計画で市町村の努力義務とされている防災行動計画(タイムライン)についても、県内市町村では、まだ策定されていない。 

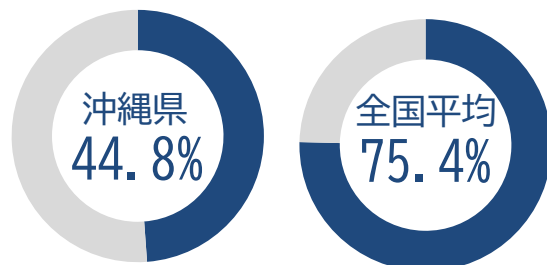
- 【参考】・市町村業務継続計画は全市町村策定済み（※見直しが進んでいない課題あり）
 ・市町村受援計画策定率 全国 75.4%、沖縄 48.8%

県内における行政職員等の状況



出典 総務省「地方公共団体定員管理調査（平成28年～令和7年）」
 をもとに作成

受援計画の策定状況



出典 総務省「地方公共団体における業務継続計画・受援計画策定状況の調査」をもとに作成

- 本県においては、超少子高齢社会において人口が減少する中であっても、沖縄の抱える地理的特性を克服し、災害時においても県外・島外からの応援が到着するまでの間を自力で乗り切れるだけの防災体制・基盤を充実・強化し、市町村の防災力の向上を図ることが急務である。💡

＜民間の防災対策関係＞

- 沖縄県の建築物は全国に比べ鉄筋コンクリート造の割合が多い（令和5年度現在、全国が36%に対し、沖縄県は93%が鉄筋コンクリート造）。
 住宅の構造別割合の比較




出典：令和5年住宅・土地統計調査

- 耐震診断・耐震改修費用は木造に比べ一般的に高額であり、補助上限額である204千円では県民の経済負担が大きい。

（参考：耐震診断費用）

- ・木造：10万円～20万円/棟
- ・鉄筋コンクリート造：数十万～100万円程度/棟
- 耐震診断等に関する周知活動を実施しているが、耐震診断等を実施するかの判断は所有者となるため、高額な費用が足かせになり、耐震診断等の実施に至らない。

【これまでの取組】


＜地域の防災対策関係＞ 

県では、沖縄県地域防災計画に基づき、地震、津波を含むあらゆるリスクを想定し、沖縄の抱える地理的特性を踏まえながら、ハード、ソフト両面から防災施策に取り組んできた。

市町村に対しては、市町村職員を対象とした自主防災組織結成・活性化支援のための研修や国の財政支援制度の活用のご案内などこれまでの支援のほか、市町村職員の防災知識の習得に特化した防災訓練(基礎訓練)の新設・実施や、災害発生時の連絡調整員・応援職員のプッシュ型派遣など、少ない人員においても市町村の防災力に偏りが生じないように、県主導による新たな支援を講じているところである。大規模災害に備え、今後も市町村支援の取り組みを強化する必要がある。

＜民間の防災対策関係＞

県では、沖縄県耐震改修促進計画に沿って耐震に関する普及啓発活動を行っている。具体的には、住宅及び建築物の耐震化については多額の費用を要するため、簡易的に診断を行う簡易診断や塩分分析調査を行い、耐震性の把握に努めている。また、県民向けの耐震に関するセミナーや耐震化促進に係る普及啓発ポスターを作成しているほか、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画に基づく県民からの耐震に関する相談窓口を設置することで、耐震に関する意識を向上させ、耐震化促進を図っている。地震による建築物の倒壊等から県民の生命及び財産を保護するため、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画による耐震診断・改修を行いやすい環境の整備や負担軽減に向けては、更なる取組を進める必要がある。

1. **市町村の業務継続計画の内容充実及び受援計画の策定に関する取組** 
2. **民間の耐震診断等に係る取組の拡充**

担当部課

知事公室 消防防災対策課、土木建築部 建築指導課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



2-(4)-ア 危機管理体制の強化

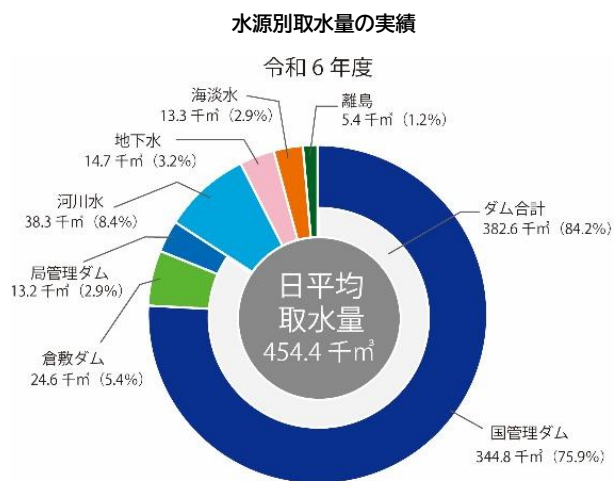
2-(4)-イ 大規模災害等に備えた強しなやかな県土づくりの推進

- 安全・安心な生活環境のための公共インフラ整備

- 水の安定供給に重要な役割を果たす海水淡水化施設及び水道管の更新整備、老朽化した港湾施設の適切な維持管理、農林水産振興のための生産基盤整備を通じて県内における公共インフラを整備し、安全・安心な生活環境を実現する。💡

<安全・安心な水の供給>

- 令和6年4月にはUSEPA(米国環境保護庁)により飲料水規則案が公表され、厳しい監視体制が導入されるなど、世界各国でPFAS(人工的に作られた有機フッ素化合物)規制の動きがみられる。
- PFOS等問題により一部中部水源の取水抑制を余儀なくされているとともに、今後本島北部や中部に点在する各取水施設について老朽化に伴う計画的な更新を進める必要があり、安定した水源確保に向けて、海水淡水化施設の役割、重要度がさらに増している。
- 令和7年11月24日に発生した導水管の破損事故においては、北部にある水源からの導水が停止するなか、都市部にある海水淡水化施設をフル稼働させたことにより、北谷浄水場系の断水は生じなかったところであり、事故発生時においても重要な役割を担っている。
- 破損した導水管については本土復帰前に整備された耐震性の低い米国規格管路であり、水道水の安定的な供給が図られるよう、水道管の老朽化対策が急務となっている。



※数値は端数処理のため一致しない場合があります。

出典:企業局概要

<港湾施設>

- 島嶼県である本県の港湾は県民の生活を支える重要な施設であり、利用者の安全性・利便性を向上させる施設整備を進めてきたが、老朽化が進み維持修繕が遅れることに伴う問題が顕著化している。💡
- 国では、人員面、技術面及び財政面の課題を解決する為、「港湾施設の持続可能な維持管理に向けた検討会」立ち上げており、維持管理関連ガイドラインの改定の動きがあり、港湾の維持管理における重要性が増している。
- 県管理港湾では令和6年度の点検時に性能が低下していると判断された施設は24%となっており、令和3年度の20%から4%増加。
- 国際流通港湾の中核を担う那覇港公共国際コンテナターミナルでは、港湾施設の老朽化の進行により、ターミナル機能の停止リスクや荷役作業の安全性確保の懸念、信頼性低下が顕在している。💡

<農業生産基盤整備>

- 新たな食料・農業・農村基本法に基づく初動5年間の農業構造転換集中対策期間において、コスト低減に向けた大区画化等の集中的・計画的な推進の重要度が増している。💡

<水の供給>

- PFOS等対策による取水抑制や老朽化した取水施設の計画的な更新にあたっては、それに対応した水の供給能力が必要となるが、そのためには海水淡水化施設をフル稼働させる必要がある一方、老朽化した当該施設の継続したフル稼働には懸念がある。
- 全国的にも課題となっている老朽化した水道管等の計画的な更新・整備も必要とされている中、耐用年数を超過した海水淡水化施設の緊急かつ集中的な更新整備が必要となっており、同施設の更新整備に必要とされる事業費約260億円の財源確保が課題となっている。
- 破損事故の一因となった米国規格管路は全体の12.2%を占めており、再び事故が起こらないようにするためには、米国規格管路の更新に速やかに取り組む必要がある一方、その財源確保が課題となっている。

<港湾施設>

- 県管理港湾は本島、離島を含め38港、1,732施設となり、5年に1度の法定点検を行い、劣化の著しい箇所や利用状況を基に、優先順位を検討し、対応を進めている。
- 県管理港湾では、令和6年度の点検時に性能が低下していると判断された施設は24%となっており、令和3年度の20%から4%増加。
- 県管理港湾では、現在活用している起債が令和8年度までの時限措置となっているため、2億円未満の老朽化対策については県単独費のみでの対策となり、予算の確保が課題となる。県管理港湾以外の港湾も同様に予算の確保が課題となっている。
- 県内唯一となる公共国際コンテナターミナルの施設老朽化が顕著となっており、那覇港では特に県内他港には無い荷役機械や機器も設置されており、それらの老朽化対策等の機能維持は、顕在化する海上物流停滞のリスクを回避する上で最重要課題となっている。💡

<農業生産基盤整備>

- 農業生産基盤整備としては、スマート農業の進展等も見据え、農地の集積・集約化や営農の省力化を図るため、区画整理や畑地かんがい施設をはじめとする整備の推進に引き続き取り組む必要がある。💡

【これまでの取組】

＜安全・安心な水の供給＞

渇水時や事故発生時において、ダム水や河川水の取水・導水量が低下した際は、人口の集中する都市部に位置し、季節や気象条件に左右されることなく水の確保が可能である海水淡水化施設を重要な水源として活用している。他方、海水淡水化施設については、供用開始から30年近くが経過していることに伴い老朽化が進行しており、今後の安定供給にあたっては、更新整備が必要となっていることから、海水淡水化施設については、その更新事業のコスト縮減に資する官民連携の設計・施工一括発注方式の調査・検討に取り組んでいる。

本土復帰前に整備された米国規格管路については、順次更新整備を進めている。また、管路の維持管理については、定期的な目視点検及び聴音による漏水調査を実施している。再び破損事故が起こらないよう、速やかに米国規格管路の更新整備を進めていくためには、国による財政支援の拡充が必要である。

＜港湾施設＞

港湾施設については、日常パトロールによる修繕確認や利用者等からの修繕要望を受けた場合に起債事業や単独費を活用しての修繕等に取り組んでいる。

公共インフラの整備による安全・安心な生活環境の実現に向け、更なる取組を進める必要がある。

島嶼県である沖縄県において海上物流の確保は特に重要であり、国際流通港湾である那覇港において、那覇港公共国際コンテナターミナルの安全かつ安定的荷役に向け健全な施設維持に取り組んでいるものの、荷役機械の長寿命化や更新など抜本的な対策による、物流機能の維持に向けた環境整備が必要である。

＜農業生産基盤整備＞

農地の整形・大区画化や畑地かんがい施設整備等の農業生産基盤整備を推進したことで、機械化による労働時間の縮減等が図られているが、スマート農業の進展や、農地の集積・集約化に向けては、更なる取組の推進が必要である。💡

1. PFOS等対策による取水抑制等に対応するための安定した水源確保に向けた取組（海水淡水化施設の更新整備）
2. 米国規格水道管の更新に関する取組の拡充
3. 港湾改修（既存施設の延命化）に関する取組の拡充
4. 国際流通港湾持続可能環境整備に向けた取組 💡
5. スマート農業の進展や農地の大区画化、集積・集約化に向けた農業生産基盤整備に関する取組 💡

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



- 2-(4)-イ 大規模災害等に備えた強くしなやかな県土づくりの推進
- 2-(7)-ア 計画的な生活基盤の整備
- 3-(4)-ア シー・アンド・エアなどの多様な国際物流ネットワーク強化と物流コストの低減
- 3-(7)-カ 成長産業の土台となる農林水産業の基盤整備
- 3-(11)-ウ 経済成長を加速させる拠点港湾機能やネットワーク機能の強化拡充

- 戦後処理問題(不発弾、所有者不明土地、遺骨収集)の解決に向けた環境整備

- 全ての工事における不発弾探査や戦没者遺骨収集の強化、所有者不明土地の抜本的解決に向けた取組を通じ、沖縄戦を要因とした今もなお解決していない問題の早期解決を図り、地域社会への多大な影響や住民の過重な負担を軽減し、県民生活の安全・安心を目指す。

<不発弾関係>

- 近年、都市部における再開発やインフラの再整備の進展に伴い、密集した地域で不発弾が発見されるケースが増加している。

<所有者不明土地>

- 令和3年の民法改正により創設された「所有者不明土地管理制度」が令和5年4月より施行され、所有者不明土地でも利害関係人の申し立てにより、地方裁判所の許可が得られれば、当該土地を処分できるようになったため、当該土地の有効活用が可能となった。

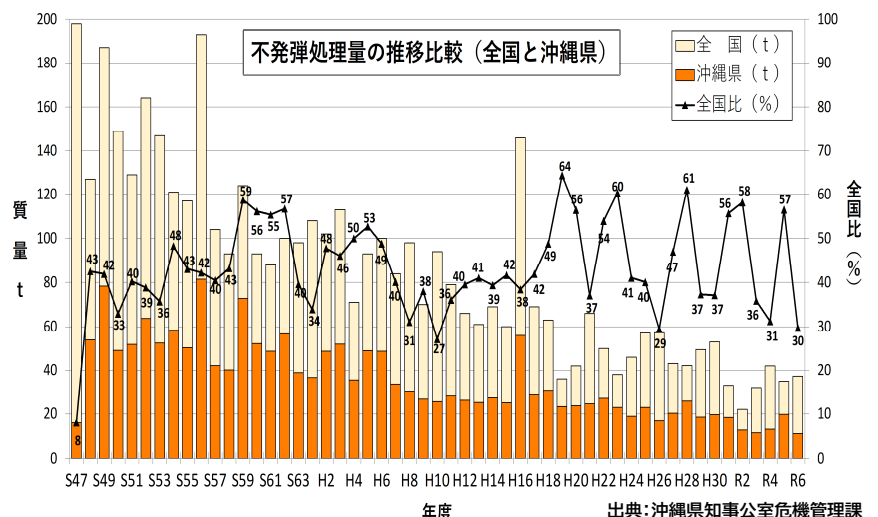
<遺骨収集>

- 令和5年6月に戦没者遺骨収集推進法の改正法が可決、成立し、遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間が5年間延長され(令和11年度まで)、国においては、計画に基づき、遺骨収集事業の着実な推進に取り組むこととしている。

<不発弾関係>

- 先の大戦において、国内で最大の地上戦が行われた地であり、戦後80年が経過した今もなお、処理されていない不発弾が数多く残されている。
- 密集した地域での不発弾処理場の設置にあたっては、近接する建物や工作物への影響を確認するための事前調査など、従来にはなかった対応が求められるようになっている。

- 不発弾等対策は、県・市町村を中心に自衛隊・警察など複数の機関が役割を分担して対応しているが、処理の適時性に限界があり、探査から処理までを一括して国が担うことで早期処理が可能となる。



- 不発弾等処理交付金は、陸地にある不発弾等のみが対象とされており、海域における不発弾等処理の経費を自治体が負担している。💡

<所有者不明土地>

- 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律に基づく登記官の所有者探索制度により所有者探索調査を実施した274筆のうち、登記が完了したのは102筆、そのうち所有者が判明したのは3筆のみ(令和8年2月末時点)。
- 戦後80年が経過し、関係者の高齢化や土地周辺の風景の変容、周辺住民の移り変わりにより証人、物証の確保が困難であり、真の所有者への返還が進んでいない。

<遺骨収集>

- 近年の収骨ではボランティアの実績が7割を超えているが、欠かすことのできない担い手であり、支援を拡充する必要がある。

【これまでの取組】

県としては、戦後処理問題の解決に向け、以下の取組を進めているものの、国の責任の元、対策を加速化させる必要がある。

<不発弾関係>

住宅等の新築・建て替えにあたって施主に費用負担が生じないよう磁気探査の補助を実施しており、認知度向上と利用促進に取り組んでいる。

<所有者不明土地>

所有者不明土地の解消に向け、国、市町村及び関係機関との意見交換会に参加しているほか、専門家を含めた検討会などで関連法を調査研究することで所有者不明土地管理制度の知見を深めている。パネル展開催や弁護士による無料法律相談会を実施し、制度の活用促進を図っている。

<遺骨収集>

戦後80年が経過したことにより、新たな遺骨情報が少なくなっているため、遺骨情報収集の役割を担う戦没者遺骨収集センターの広報周知に努めるほか、ボランティアの支援拡充等に取り組んでいる。

1. 不発弾対策(不発弾一時保管庫の管理運営を含む)の実施主体を県・市町村から国へ変更、不発弾等処理交付金の対象区域を海域へ拡大するなど不発弾処理の推進に向けた取組の拡充 💡
2. 国による所有者不明土地解消に向けた事業計画の策定、所有者不明土地の公共利用推進に向けた取組等など所有者不明土地の解消に向けた取組
3. 戦没者遺骨収集の取組(専門的知見を有する職員の配置、遺骨収集活動の強化)



2-(9)-イ 残された戦後処理問題の解決